

# 姫路市障害福祉推進計画（案）

障害のある人もない人も、ともに生き、ともに輝くまち「ひめじ」

イラスト追加予定

令和5年（2023年）11月

姫 路 市

## 【目 次】

第1章	計画策定の趣旨	1
第2章	姫路市の現状における課題	5
第3章	計画の基本的な考え方	12
第4章	施策体系	15
I	施策の体系	16
II	施策の推進	17
1	充実した日常生活を支える体制の構築	17
2	地域で暮らし続けるための支援	20
3	就労支援体制の充実	23
4	生涯を見据えた就学前・学齢期における支援の充実	25
5	権利擁護・差別の解消	28
第5章	障害福祉計画・障害児福祉計画数値目標等	32
I	成果目標	33
II	指定障害福祉サービス等の見込み量	41
III	地域生活支援事業の見込み量	46
第6章	計画の推進体制	51
資料		52
資料1	計画策定の歩み	52
資料2	姫路市障害者等実態意向調査報告書（抜粋）	56
資料3	姫路市障害福祉推進計画第6期実績	66

## 第1章 計画策定の趣旨

イラスト追加予定

## I 計画策定の背景

### (1) 国の動向

国において、平成5年(1993年)に「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められ、平成16年(2004年)の改正で、都道府県及び市町村が障害者計画を策定することが義務化されました。また、平成17年(2005年)には、発達障害のある人への支援について定めた「発達障害者支援法」が施行され、障害者施策の対象が大きく広がることとなりました。

障害福祉サービスについては、平成15年(2003年)に「措置制度」から「支援費制度」に移行し、さらに平成18年(2006年)には、障害の種別を一元化した「障害者自立支援法」が施行され、新たなサービス体系へと大きく再編されました。

平成24年(2012年)には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行され、公共団体を含む関係機関に、障害者虐待への対応と防止に関する取組の推進を義務付けました。

平成25年(2013年)には、障害者自立支援法は、新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となり、「障害者基本法」の基本的な考え方を理念に盛り込むとともに、難病等を障害の範囲に加えるなど、地域社会における共生の実現に向けて、総合的な支援が展開されることとなりました。

平成18年(2006年)に国連総会において採択された「障害者権利条約」を、平成26年(2014年)に批准することで障害のある人の権利の確立に向けた大きな一歩を踏み出し、平成28年(2016年)には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、障害のある人の権利保護の取組が進められています。

近年では、令和元年(2019年)に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が成立、令和3年(2021年)に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立、令和4年(2022年)には「障害者総合支援法」が改正されるなど、障害福祉に係る法制度の整備が進み、制度的にも量的にも障害福祉サービスの充実が図られました。

### (2) 本市の動向

姫路市では、上記の国の動向を注視しつつ、施策を推進しており、近年では、手話普及促進を望む声の高まりを受けて、平成29年(2017年)4月に「姫路市手話言語条例」が施行されました。また、本市においても障害のある人が抱える複雑化・多様化した課題に対し、より身近な地域で相談できるように「地域相談窓口(ひめりんく)」の整備や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する「基幹相談支援センター」を整備するなど、姫路市障害福祉推進計画に基づき障害福祉施策を進めました。

## Ⅱ 計画の位置付け

### 根拠法令

姫路市障害福祉推進計画（以下、「本計画」という）は、以下の法律に基づき、一体的に策定することとします。

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」

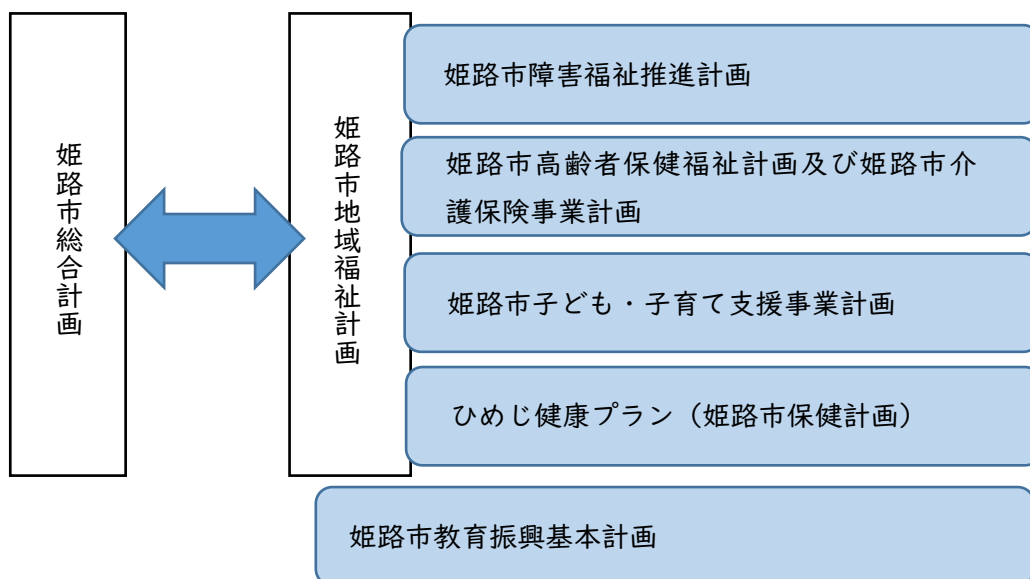
障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」

### 他計画との関係

本計画は、「姫路市総合計画」の分野別計画であり、他の関連計画と整合性を持ったものとなります。また、「姫路市地域福祉計画」、「姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画」、「姫路市子ども・子育て支援事業計画」（※）、「ひめじ健康プラン（姫路市保健計画）」、「姫路市教育振興基本計画」などと、相互に連携を図り、他計画で一貫して推進すべきあるいは横断的に推進すべき施策を除いて、障害のある人に関するより専門的、個別的な領域を受け持つものです。

※ 今後、こども分野に関しては新たな計画が策定される予定ですが、当該計画策定後も引き続き連携を図ります。



### Ⅲ 計画の期間

令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）

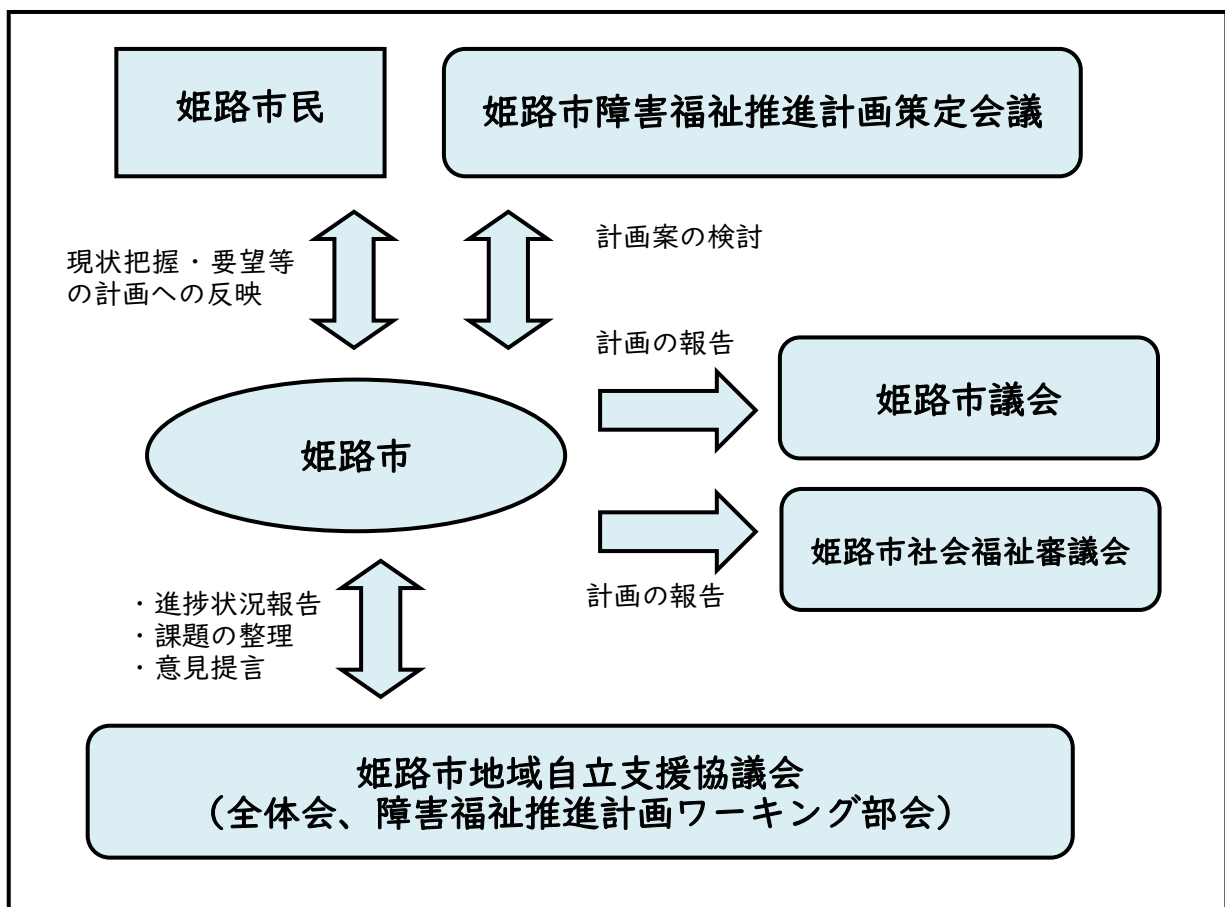
本計画は6年間の計画とし、令和11年度に次期計画の策定を行います。なお、成果目標及び障害福祉サービス等の見込量については、国の基本指針や報酬改定に応じて3年ごとに見直しを行うこととします。

### Ⅳ 計画の策定体制・進行管理

本計画は、姫路市障害福祉推進計画策定会議にて議論を行い、策定します。また、地域の実情を把握するため、姫路市障害者等実態意向調査を実施し、姫路市地域自立支援協議会など協議の場より意見聴取を行いました。

計画策定後は、姫路市として少なくとも年1回は計画の分析・中間評価を実施し、PDCAサイクルによる進行管理を行うとともに、姫路市地域自立支援協議会にその状況を報告し、意見を聴くこととします。また、国の動向や社会情勢などに応じて、本計画の見直しを検討します。

【計画の策定体制・進行管理（イメージ図）】



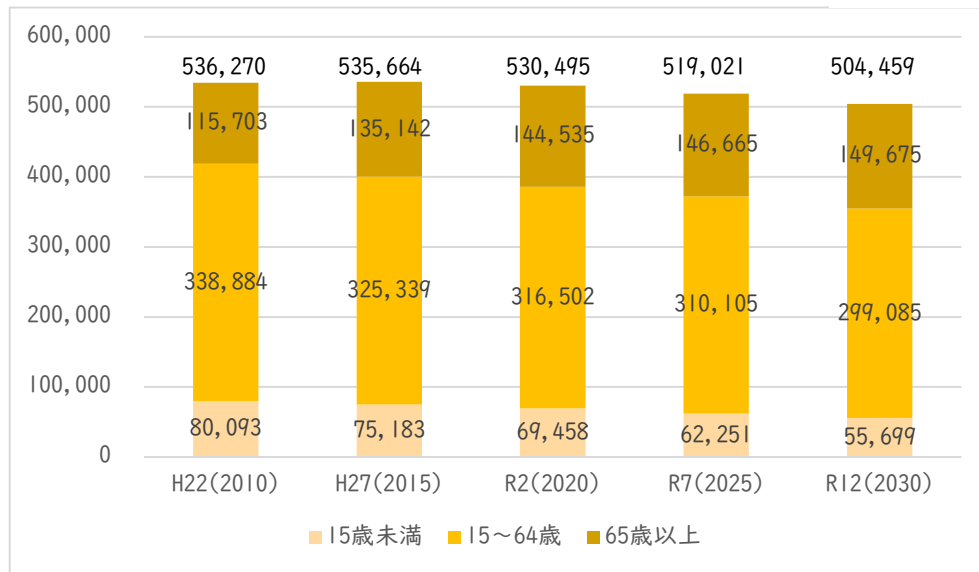
## 第2章 姫路市の現状における課題

イラスト追加予定

# I 姫路市の現状と将来予測

## I 人口の推移と推計

(単位:人)



※令和5年姫路市の将来推計人口による。

2010年までは、総数に年齢不詳を含み年齢3区分別人口は年齢不詳を除くため、総数と年齢3区分別人口の合計は一致しない。2015年以降の年齢3区分別人口は、不詳補完値による。

## 2 障害者手帳所持者数の推移

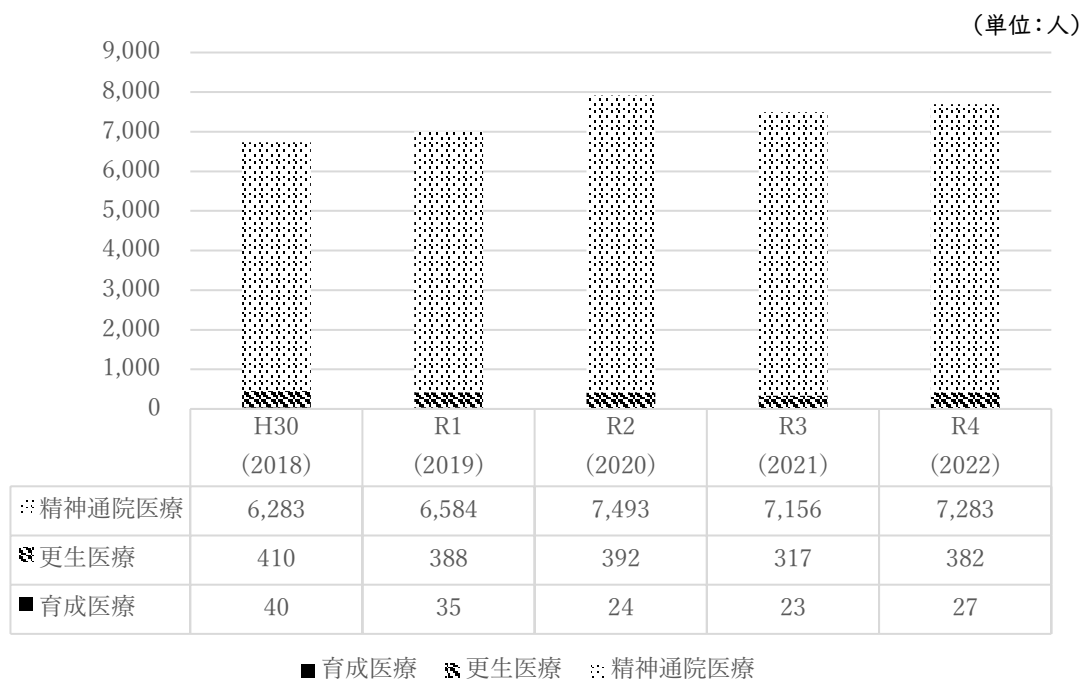
(単位:人)



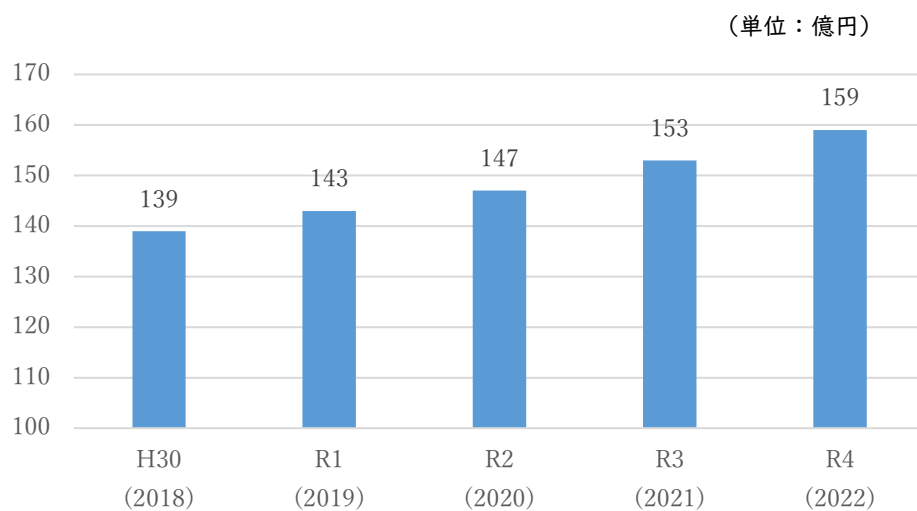
手帳所持者数全体では減少に転じているが、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にある。



### 3 自立支援医療受給者数の推移



### 4 障害者福祉費決算額



障害者福祉費の決算額は毎年増加がみられます。主な要因としては、障害福祉サービス等に係る費用の増加等が挙げられます。

## Ⅱ 姫路市の障害福祉における課題の整理

本計画の策定にあたり、「姫路市障害者等実態意向調査」における障害のある人の意向、姫路市地域自立支援協議会で出された意見、障害福祉サービス事業所等の見込量における「障害福祉サービス等の充足状況」等をもとに、姫路市の障害福祉における課題を整理しました。

### Ⅰ 姫路市障害者等実態意向調査の結果

- 日常生活において支援を必要とする割合は、「外出」の場合においてが46.3%と最も高く、次いで「お金の管理」（38.9%）、「薬の管理」（35.5%）となっています。
- 障害のある人の外出目的では、全体では「買い物に行く」の割合が66.3%と最も高く、次いで「医療機関への受診」（55.9%）、「通勤・通学・通所」（42.7%）となっています。障害等の状況別では、「通勤・通学・通所」の割合は療育手帳保有及び発達障害の診断で最も高く、「買い物に行く」は精神障害者保健福祉手帳保有、身体障害者手帳保有で最も高くなっています。
- 支援してくれる方の年齢（年代）は、「60代」が24.8%、「40代」「50代」が20.0%、「70代以上」が18.4%となっています。
- 今後3年以内の障害福祉サービス等の利用予定について、「増やす予定」と回答した者のうち、18歳以上では「短期入所」と回答する人が多くなっています。
- 希望する暮らしを送るための支援内容は、「経済的な負担の軽減」の割合が57.1%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適正に利用できること」（35.2%）、「相談対応等の充実」（29.5%）となっています。
- 収入を得る仕事をしている方の勤務形態では、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が40.8%で、「正職員で、他の職員と勤務条件等に違いはない」が33.7%となっています。
- 障害者の就労支援として必要なことでは、「職場の障害者理解」の割合が45.9%で最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」（42.9%）、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」（34.7%）となっています。
- 障害があることで差別や嫌な思いをする（した）場所や状況では、「外出中」の割合が45.4%で最も高く、次いで「学校・仕事場」が42.6%となっています。障害等の状況別では、療育手帳保有、精神障害者保健福祉手帳保有及び発達障害の診断では「学校・仕事場」の割合が最も高く、その他の障害等では「外出中」の割合が最も高くなっています。
- 火事や地震等の災害時に困ることでは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が49.1%で最も高く、次いで「薬が入手できなくなる、治療が受けられない」（46.4%）、「安全なところまで、早く避難することができない」（43.1%）となっています。

### 2 姫路市地域自立支援協議会の意見

- グループホームの利用について、障害者の自己決定・自己選択ができていないか疑問である。

- 各サービスの見込量について、計画の数値が増えることは必ずしも良いことではなく、施策を実施した結果での見込量が出てくることが本来好ましい。大事なことは、適切な支援、支給をしていくことである。
- 障害者にとって最も必要なことは、「暮らしの場の安定」、「働く場の安定」、「自由な時間の過ごし方」である。これらがあって、生活の安定と言えるのではない。
- 高齢者分野に比べると、障害者の市長申立てによる成年後見制度の利用が少ない。
- 障害は社会モデルと規定され、障害は社会の問題であると考えられている。従って、発達障害のある子どもは、地域の学校に入学することを前提とし、その上で教育カリキュラムを実施していくことが求められているのではない。
- 教育・保育と障害分野の関係者が交流する機会、情報交換の場が少ないと感じている。
- 開かれた地域自立支援協議会になれば、自然と当事者の意見が入ってくると思う。
- サポートブックについては、幼保の年齢から持っていない児童が多くいる。また、義務教育の年齢しか記載できない様式もある。広く活用されるように見直しをお願いしたい。
- 移動支援事業はヘルパーを募集しても応募がない。報酬単価が安いために事業所が苦しんでいる実態を知ってもらいたい。
- 物価が上昇し、障害者の基本的な生活基盤が揺るがされている。様々な支援をお願いしたい。
- 障害者が仕事をする事自体、いまだに特別なことになっている。就労中に障害福祉サービスを利用することができないと思うが、将来的には、生活の一部として支援が受けられるようになってほしい。
- 姫路市は、社会資源はあるが、縦の連携や「つなぎ」が課題である。
- 障害当事者の言ったことに対して行政として聴き、制度等を変えていくというモデルがなければいけない。また、障害当事者の声は、相談支援事業所（相談支援専門員）が持っていると思うので、相談支援事業所から上手く情報収集をしてほしい。
- ヘルパーが不足している。

### 3 障害福祉サービス等の充足状況

- 利用者より、緊急時における一時預かりの要望が多く寄せられており、「短期入所」の必要性が高いことが伺えます。
- 放課後等デイサービス等の障害児支援系サービスについては、年々利用者が増加しており今後も事業所数・利用者数とも増加傾向にあります。一方で、主に重症心身障害児を支援する障害児支援系サービスの事業所数も増加しているものの、十分な数を確保できていません。
- 地域移行支援や地域定着支援の利用は、低調となっています。
- 相談支援事業所の数が微増状態であり、増加する利用者に対して適切に対応することが難しい状況になっています。

### 4 姫路市の障害福祉における課題

1～3に挙げられた項目等から見出されたニーズを分析し、姫路市の障害福祉における課題を

大きく5つに整理しました。

### (1) 障害福祉サービスを支える人材及び相談支援事業所の不足

実態意向調査の結果等から、日常生活において「必要な在宅サービスが適正に利用できること」や「暮らしの場の安定」が求められていることが分かります。

しかしながら、ヘルパーは不足しており、支援の手が十分でないため人材の確保・育成が求められます。

また、「社会資源はあるが、縦の連携や「つなぎ」が課題」という指摘から、障害のある人を支援するにあたっては、相談支援専門員及び相談支援事業所を増やすことで、相談支援に携わる者が、障害福祉分野において支援に携わる者と教育・保健・医療などの福祉分野以外も含めた関係機関と支援の方向性を協議し、確認できる体制の充実を図る必要があります。

### (2) 地域移行の低迷

実態意向調査の結果等から、地域での生活をするにあたり、支援者の高齢化や一時預かりの場として「短期入所」の不足が課題となっていることが読み取れます。

また、障害福祉サービス等の充足状況では、施設や病院から退所・退院した障害者の地域における生活を支援するサービスである、地域移行支援や地域定着支援の利用は、低調となっています。

このように、地域での受け皿が少なく支援体制が不十分であり、入所施設・病院等から地域生活への移行が低迷していることから、移行を促進するため、障害者の重度化・高齢化に対応できる日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）事業所の整備や、介護者である家族の負担軽減の観点から、短期入所事業所の増加が求められます。

また、地域生活支援拠点の機能を充実させ、地域移行や地域で生活する中での相談や緊急時の受入などにより、障害のある人が地域で安心して生活できるように支援することが必要です。

そして、地域生活支援拠点の運営状況の検証及び検討は、地域自立支援協議会専門部会にて行う必要があります。

### (3) 一般就労が困難な状況

実態意向調査の結果では、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が18.7%となっています。回答者には高齢者から子どもまで含むことを考慮に入れても高い数字とは言えません。さらに、そのうち半数程度は非常勤職員・派遣職員となっています。

就労移行支援及び就労継続支援の事業所数は増加していますが、福祉施設から一般就労した者の数は伸び悩んでいる状況です。また、一般就労した人が離職し、再び福祉施設を利用する状況も確認されていることから、就労定着支援事業の利用促進を進める必要があります。

また、障害のある人が自分の希望に沿い、その知識や能力に合った企業や事業所で働き続けることが重要であることから、就労アセスメントを通じて適切な福祉サービスを利用できる支援が必要です。

#### (4) 重度障害や医療的ケアの必要な障害児に対する支援の不足

実態意向調査の結果等から、障害児については、障害の有無によって分け隔てられることなく共に教育を受けられる、インクルーシブ教育が求められています。インクルーシブ教育の実現には、教育・保育と障害分野の関係者の交流・情報交換が重要となります。あわせて、医療的ケアの必要な子どもが希望する学校等へ通えるように、支援体制の整備を進めていく必要があります。

また、放課後等デイサービス事業所については、事業所数は増加していますが、重度障害や医療的ケアの必要な児童生徒を受け入れることができる事業所は少ない状況が続いているため、重度障害や医療的ケアの必要な障害児に対する放課後等デイサービス事業所の確保に取り組む必要があります。

#### (5) 障害に対する理解不足からの差別

実態意向調査の結果等によると、障害があることで差別や嫌な思いをする人はまだ多く、障害に対する理解不足が原因と考えられます。令和6年度からは、障害者差別解消法において不当な差別的取扱いの禁止に加え、事業者の合理的配慮の提供が義務化されることもあり、障害者差別解消法の趣旨についての継続的な広報、周知及び障害についての知識や理解を深めるための啓発活動を進める必要があります。

さらに、手話や点字、音声コードの添付など、障害特性にあった方法により、障害のある人に配慮した情報提供を行うとともに、その情報発信の手段について、市民の理解の促進と普及を進める必要があります。

また、「障害者の自己決定・自己選択ができていないか疑問」や「成年後見制度の利用が少ない」という意見から、障害のある人が自分で選択することのできるための制度について理解の向上が必要です。

### 第3章 計画の基本的な考え方

イラスト追加予定

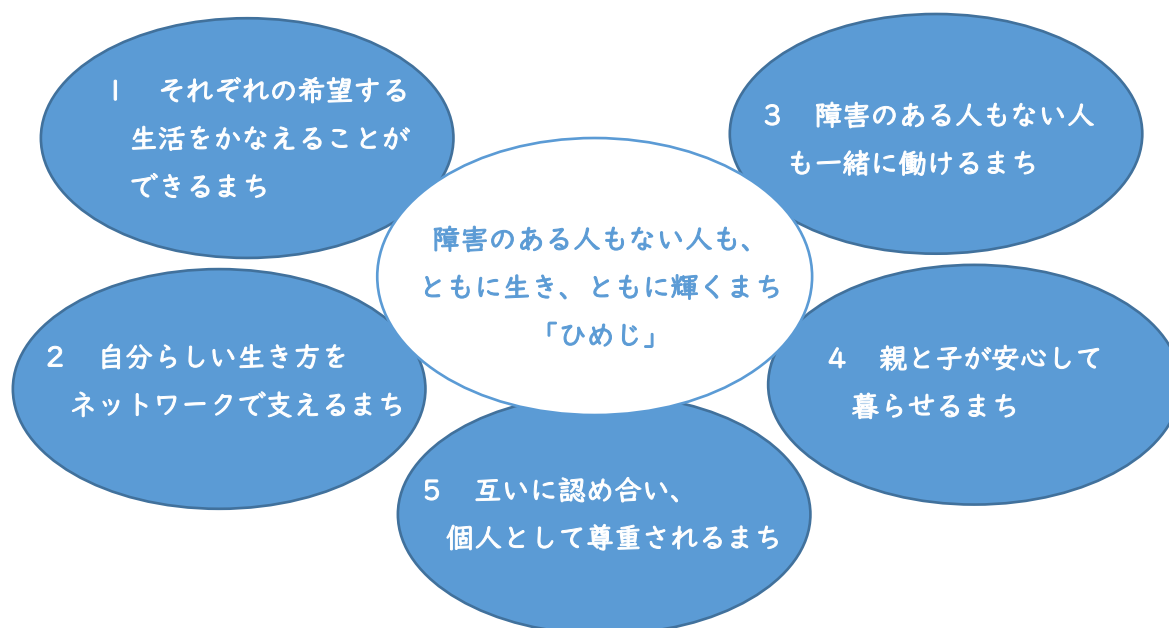
## I 基本理念

### 障害のある人もない人も、ともに生き、ともに輝くまち「ひめじ」

障害者基本法第1条において定める障害の有無にかかわらず共生社会の実現と、姫路市総合計画において目指す「ともに生き ともに輝く にぎわい交流都市 姫路」に即した理念とします。

## II 基本指針

基本理念を踏まえ、本計画の基本指針を定め、計画の方向性を示します。



### Ⅲ 重点目標

姫路市の障害福祉における課題の整理において、大きく5つに整理した課題への対応を重点目標とします。また、各重点目標について、それぞれ重点施策を設定します。

<b>1 充実した日常生活を支える体制の構築</b>
身近な地域における相談支援体制の確立、健康な生活を守るための医療、障害福祉サービス等の確保、スポーツ・文化活動等の場の充実、積極的な外出を支援する施策の実施など、障害のある人の充実した日常生活を支える支援体制の構築を目指します。
重点① 障害福祉サービス人材及び相談支援人材の確保・育成
<b>2 地域で暮らし続けるための支援</b>
障害のある人が地域で安心して生活し続けられるよう、必要な生活基盤となる住環境の確保による支援の充実、安全な生活環境の整備を目指します。
重点② 地域生活を支える仕組みの構築
<b>3 就労支援体制の充実</b>
障害のある人の社会的自立・社会参加の促進に向けた、雇用・就業支援等の充実、福祉的就労の場の確保・拡大を目指します。
重点③ 一般就労への移行及び職場定着の推進
<b>4 生涯を見据えた就学前・学齢期における支援の充実</b>
乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の充実やインクルージョンの視点を踏まえた育成支援体制の構築を目指します。
重点④ 重度障害児・医療的ケア児への対応
<b>5 権利擁護・差別解消の推進</b>
社会的障壁を除去するために、障害に対する理解、障害による差別の解消の促進、障害のある人に対する情報提供の充実、自己決定の尊重及び意思決定の支援に取り組み、障害者の権利擁護を推進します。
重点⑤ 障害に対する理解促進・差別解消の推進



## 第4章 施策体系

イラスト追加予定

## I 施策の体系

★は重点施策を示す。

充実した日常生活を支える体制の構築	★障害福祉サービス人材及び相談支援人材の確保・育成
	障害福祉サービス提供体制の充実
	日常生活支援の充実
	社会参加の機会促進
地域で暮らし続けるための支援	★地域生活を支える仕組みの構築
	施設入所者・病院入院者の地域移行
	暮らしやすいまちづくりの推進
	安全・安心の確保
就労支援体制の充実	★一般就労への移行及び職場定着の推進
	福祉的就労の促進
	農業と福祉の連携
生涯を見据えた就学前・学齢期における支援の充実	★重度障害児・医療的ケア児への対応
	発達支援システムの構築
	インクルーシブ支援の構築
	家族に対する支援
権利擁護・差別解消の推進	★障害に対する理解促進・差別解消の推進
	障害のある人への虐待防止
	情報提供の充実
	読書バリアフリーの推進
	成年後見制度の周知・利用促進
	障害のある当事者の参画

## Ⅱ 施策の推進

※ 重点施策に設定した目標指標については、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画に係る成果目標及び障害福祉サービス等の見込量にあわせて3年ごとに見直しを行うこととします。

### Ⅰ 充実した日常生活を支える体制の構築

#### A 障害福祉サービス人材及び相談支援人材の確保・育成 重点①

##### (1) 事業所指導等及びサービス従事者研修等の充実

- ① 障害福祉サービス事業所等に対して、適正な運営を支援するため研修・指導等の充実を図ります。
- ② サービス従事者研修を実施することで、サービスの直接の担い手となる従事者の技能、知識の向上や定着などを図るとともに、事業者が従事者の処遇改善等に努めるよう働きかけていきます。
- ③ 事業所間の交流の場を設けることで従業者同士の横のつながりを構築し、意見交換を行うことでスキルアップを図ります。

##### (2) 障害福祉サービス等従事者の確保

- ① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び移動支援従業者、相談支援専門員及びピアサポーターの養成研修の支援を通して人材の確保を図ります。
- ② 福祉分野での就労を志望する人に対して障害福祉サービス等事業所についての情報提供、事業所見学及びインターンシップ事業等を通して障害分野での就業につながるよう働きかけます。
- ③ 事業所におけるICTの活用や介護ロボット等の導入について支援することにより、介護職員の負担軽減を進め、働きやすい職場環境づくりや人材不足の解消を図ります。

##### (3) 相談支援体制の更なる推進

- ① 基幹相談支援センターでは、相談支援事業所に対して、専門的な支援・助言、研修等を充実させるなどにより、人材育成を行い、市全体の相談支援体制の強化に取り組みます。
- ② 地域相談窓口「ひめりんく」では、障害のある人やその家族の複雑化した相談などに対応するため、専門性の向上や機能強化を図ります。

- ③ 計画相談支援を利用して適切な障害福祉サービスにつなげるため、相談支援事業所数を確保するとともに、相談支援専門員の知識・能力の向上を図ります。

障害の相談支援のみでは解決が難しい事例は、介護、子育て、生活困窮分野の適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図り重層的支援を行います。

(4) ピアサポーター支援の充実

行政や事業者による相談支援のほか、当事者、利用者の視点に立った多面的な相談支援が受けられるよう、NPO 法人、障害者団体、患者会等によるピアサポーター支援の充実を図ります。

目標指標①・・・事業所説明会参加事業所数（箇所）

令和 5 年度（見込）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
400	450	500	550

目標指標②・・・ひめりんくの相談件数（件）

令和 5 年度（見込）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
7,200	7,300	7,400	7,500

B 障害福祉サービス提供体制の充実

(1) 短期入所事業の充実

重症心身障害者や医療的ケアの必要な人、強度行動障害のある人が利用できる短期入所事業所の整備を進めます。

(2) 共生型サービスの周知・検討

障害のある人が 65 歳以降も引き続き同じ事業所で介護保険サービスが受けられるよう、「共生型サービス」の制度を事業所に周知するとともに、共生型サービスの指定を受けている事業所の数を増やします。

(3) 高齢化への適切な対応

障害のある人の高齢化に対しては、介護保険の地域包括支援センターなどと相互に連携を図り、介護保険適用後も安定して在宅生活を継続できるよう支援します。その他、個々の事情に応じた障害福祉サービスの利用についても継続します。

#### (4) 感染症への対応

各種感染症の流行下にあっても障害福祉サービスの利用者やその家族の生活を継続するため、制度の柔軟な運用を行い、感染症への対応を行います。感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を支援します。

---

### C 日常生活支援の充実

#### (1) 医療が必要な人への支援

障害のある人の医療費負担を軽減するため、自立支援医療制度や重度障害者医療費助成などを引き続き実施するとともに、制度の周知を図ります。また、一般の歯科診療所では治療が困難な障害者（児）に対し、歯科診療や相談等を実施します。

#### (2) 補装具費・日常生活用具費等の支給

補装具費・日常生活用具費等については、障害のある人や子どもの状況に合わせて、適切な給付を行うとともに、内容の充実を図ります。

#### (3) 各種手当等の支給による経済的負担の軽減

障害者福祉金や重度障害者（児）介護手当等の各種手当等を支給し、障害のある人の経済的負担の軽減を図ります。

---

### D 社会参加の機会促進

#### (1) スポーツ・文化芸術活動等の場の充実

① ジョイフルスポーツフェアやボッチャリーグを開催することで、スポーツに親しむ場を提供し、健康づくりや活動の場の充実を図ります。

② 美術作品の展示会等を開催することで、文化芸術活動の場の充実を図るとともに、障害の有無にかかわらず共に様々な活動に参加できるような機会づくりに努めます。

③ 社会活動等の支援を行っている団体等に対して事業に要する費用を助成することで、社会参加の機会の確保と充実、社会参加等における介助者の確保を図ります。

④ 文化・観光施設等の利用料を軽減することにより、障害のある人の社会参加を促し、充実した余暇活動の機会を提供します。

⑤ 障害者団体や施設が実施するスポーツ・文化芸術活動等に対して助成や後援を行うなど、引き続き活動を支援します。

## (2) 外出支援の充実

① 移動支援・同行援護・行動援護などのニーズを把握し、移動に支援が必要な人の外出支援の充実に図ります。

② 意思疎通支援事業の充実及び意思疎通支援者を養成することにより、聴覚及び言語機能等に障害のある人の外出における支援を図ります。

③ 各種交通助成事業の実施や福祉有償運送等の情報の周知により、障害のある人の外出の支援を推進します。

---

## 2 地域で暮らし続けるための支援

### A 地域生活を支える仕組みの構築 重点②

#### (1) 地域生活を支援するための環境整備

① 地域生活支援拠点には、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成及び地域の体制づくりの機能が求められています。地域生活支援拠点の機能を充実させ、地域移行や地域で生活する中での相談や緊急時の受け入れなどにより、障害のある人が地域で安心して生活できるように支援します。また、地域自立支援協議会専門部会で、地域生活支援拠点の運営状況の検証及び検討を行います。

② 地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整や重度の障害のある人や医療的ケアの必要な人が利用できる医療関係資源等の情報を収集し、必要時に情報提供やコーディネートできる仕組みを構築します。

#### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健・医療・福祉関係者による協議の場などを活用し、ニーズを把握したうえで、課題の整理を行います。また、課題の解決に向けた取組について、その進捗状況の評価を実施します。

② 精神障害のある人を支援する事業所や病院など関係職員への研修の実施や相談支援事業所と連携し、保健・医療・福祉の相互理解の促進や協働体制の構築を進めます。

### (3) 精神障害のある人への相談支援の提供

精神保健福祉相談員や保健師による相談支援、専門医によるこころの健康相談、アルコール問題相談等の各種の相談に対応します。また、精神科病院に入院となった精神疾患患者のうち、特に支援が必要と思われる人については、退院後の生活支援を行い、医療中断や不本意な形での再入院を防止し、希望する地域で生活するための支援を行います。

### (4) 行動障害の支援体制の強化

行動障害支援センターにおいて、自閉症や発達障害を原因とする強度行動障害等に関し、相談を受け、助言や対応方法の検討を行うことで、行動障害のある障害者（児）の生活を支援します。また、支援者等の研修を行うことで地域の支援力向上を図ります。

### (5) 地域での交流促進・居場所づくり

地域活動支援センターの数を増やし、創作活動や生産活動の機会の提供及び地域との交流を促進します。また、制度の谷間となる人を含めた幅広い層に対応するため、基準等について検討を進め、障害のある人同士が余暇を楽しむ機会や情報交換する機会を充実させます。

目標指標①・・・地域生活支援拠点の緊急時の受け入れ数（件）

令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	8	9	10

目標指標②・・・行動障害支援センターによる強度行動障害研修の参加者（人）

令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
100	117	134	150

## B 施設入所者・病院入院者の地域移行

### (1) 地域生活を支援するための環境整備

- ① 施設入所者の地域移行をすすめるため、国の方針に基づき、日中サービス支援型共同生活援助を行う住居（グループホーム）の整備を進めます。

- ② 共同生活援助事業所（グループホーム）の居室等を利用するに要する費用の一部を助成することで、障害者の地域での自立生活を支援するとともに、地域生活移行を推進します。

## (2) 地域移行の推進

- ① 精神科病院に入院している精神障害のある人のうち退院可能な人を対象に、ピアサポーターの活用による退院意欲の喚起や地域移行支援などの個別支援を通して地域移行を推進します。
- ② 施設入所者の地域生活移行に関する意向について、適切な意思決定支援により確認し、支障となる要因や必要な支援を把握し、入所施設、相談支援事業所及び関係機関が連携して地域生活移行を推進します。

---

## C 暮らしやすいまちづくりの推進

### (1) バリアフリー化の推進

- ① 公共交通機関のバリアフリー化を促進し、高齢者や障害者等が公共交通機関を容易に利用することができる福祉のまちづくりの理念を実現するため、事業者に対しバリアフリー化に要する費用の一部を補助します。
- ② 公共交通機関の駅やバス停と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ歩道に点字ブロックを設置します。
- ③ 公立施設等について、設備のバリアフリー化を行います。

### (2) 住宅改造費助成の活用

身体状況に応じた住宅改造にかかる費用を助成することで、障害のある人が住み慣れた住宅で生活を続けられるよう、支援します。

---

## D 安全・安心の確保

### (1) 防災体制の整備

- ① 「災害時要援護者地域支援協議会」において、災害時に自力で安全な場所への避難が困難な障害のある人等の災害時要援護者を把握し、災害時に介助や見守りなど特別な支援を必要とする人が安心して避難できる体制整備を行います。
- ② 災害時に、障害者等が安心して避難生活を送ることができるよう福祉避難所の開設・運営訓練や機材整備等を行い、運営体制の充実を図ります。



- ③ 災害（感染症を含む）が発生した場合でも必要な障害福祉サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、障害福祉サービス事業所などに、業務継続に向けた計画の策定や研修・訓練の実施など事前の対策を進めます。
- ④ 災害による被害を防止するため、耐震基準に満たない施設等の耐震化のための改築、老朽化による改築等を支援します。
- ⑤ 視覚や聴覚に障害のある人を対象に、事前登録制で自宅の固定電話や FAX に、災害時の避難情報等を自動配信します。

## (2) 緊急連絡体制の確保・緊急通報への対応力の向上

- ① 一人暮らしの重度身体障害者に対し、安心コール（緊急通報機器）を貸与することで、速やかな救助を行います。
- ② 聴覚や言語が不自由で、音声での 119 番通報が困難な人が、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を通して、簡単な画面操作で 119 番通報を行える NET119 緊急通報システムや、ファクスを使用して通報できる FAX119 などのサービスにより、地域での暮らしの安全・安心につながる取り組みを推進します。
- ③ 救急現場では、スマートフォンアプリやコミュニケーションボードを活用し、意思疎通の円滑化を図ります。

---

## 3 就労支援体制の充実

### A 一般就労への移行及び職場定着の推進 重点③

#### (1) 就労の安定と自立の支援

「職業自立センターひめじ」を中心に、就労系サービス事業所、公共職業安定所等の関係機関が連携を図り、就労の場の確保と安定雇用に向け、就労開始から職場定着まで一貫した就労支援を行います。

#### (2) 就労に係る障害福祉サービスの利用による支援

- ① 就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、障害のある人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

- ② 福祉的就労から一般就労への移行を促進するための取組を行い、一般就労者数の増加を図るとともに、一般就労した人が安心して働き続けられるよう、就労に伴う課題に対応する支援を充実させ、職場定着率の向上を図ります。
- ③ 病気等により障害となった人について能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓などにより、再就職を支援します。
- ④ 企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復職を目指す場合等、一般就労中であっても、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることで、雇用の継続を図ります。

(3) 就労支援関係者の連携

障害のある人の就労において、就労支援関係者が集まるネットワーク会議を開催し、情報共有などネットワーク構成員の連携を図ります。

(4) 多様な働く機会の確保

- ① 障害のある人が ICT を活用し在宅就労することや、短時間労働、自営業など多様な働き方を選択できる機会の拡大を図り、併せて、情報の収集に努めます。
- ② 重度障害者等の日常生活に係る支援を通勤中や就業中にも行うことで、障害を理由として、働く意思と能力がありながら働くことができない人の就労機会を拡大し、障害者の社会参加を促進します。

目標指標①・・・福祉施設から一般就労への移行者数（人）

令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
75	77	79	81

目標指標②・・・就労定着支援事業の利用者数（人/月）

令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
41	48	58	68

B 福祉的就労の促進

(1) 就労移行支援事業の利用による支援の充実

利用者の意向・状況に合った事業所に通い続けられることが重要であることから、就労アセスメント等を通じて適切なサービス利用を支援します。

## (2) 就労機会の拡大

企業内における障害のある人の生産活動を促進することにより、福祉的就労の場の確保・拡大を図ります。

## (3) 障害者優先調達の推進

障害者就労支援施設等への製品や業務委託の優先的な発注に、引き続き取り組みます。

## (4) 生産活動事業の促進、工賃向上への取り組み

市民が障害者福祉について理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加を促すため、「ひめじはーとふるSHOP」等を通じて、障害者就労支援施設等が供給する物品の展示及び販売の場を提供します。また、工賃の向上に引き続き取り組みます。

---

## C 農業と福祉の連携

### (1) 農福連携への支援

障害者の就労の場の一つとして、高齢化などによる担い手の減少などが課題となっている農業分野において、農福連携に取り組み、障害特性に対応した多様な働き方として、農業分野での活躍を通じ自信や生きがいを持って社会参画を実現していきます。

---

## 4 生涯を見据えた就学前・学齢期における支援の充実

---

### A 重度障害児・医療的ケア児への対応 重点④

#### (1) 重度の障害のある子どもを受け入れる放課後等デイサービス事業所の確保

重度障害や医療的ケアの必要な児童生徒を受け入れることができる放課後等デイサービス事業所等の確保に取り組みます。

#### (2) 医療的ケアの必要な子どもへの対応

① 医療的ケア児に対するコーディネーターを配置し、医療機関と福祉・教育分野について総合的に調整することで、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう図ります。

- ② 書写養護学校には看護師が常駐し、医療的ケアが必要な児童生徒に対して医療的ケアを実施します。また、通学時に医療的ケアが必要な児童生徒に対して、看護師が介護タクシーに同乗して医療的ケアを行うことにより、医療的ケア児の通学支援を推進します。
- ③ 市立学校園（書写養護学校を除く）に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒については、看護師を派遣して支援を行います。
- ④ 医療的ケア児が在籍する市立保育所には看護師資格を有する職員を配置、また、私立保育所・認定こども園には看護師を雇用するための支援を実施します。
- ⑤ 放課後児童クラブについては、医療的ケア児が利用する際に、看護師を派遣します。

目標指標①・・・主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数（箇所）

令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	8	9	10

目標指標②・・・医療的ケア児等に関するコーディネーター配置（人）

令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0	0	1	1

## B 発達支援システムの構築

### (1) 総合的な支援の推進

姫路市の発達支援システムを構築するために、「総合福祉通園センター・ルネス花北」が地域における障害児支援の中心的役割を果たし、児童発達支援事業や障害児等療育支援事業などの充実を図ります。また、発達障害に関する専門医療機関である「発達医療センター花北診療所」を中心に、診療・リハビリテーション・発達に関する相談などの総合的な支援を推進します。

### (2) 児童発達支援センターとしての機能強化

「総合福祉通園センター・ルネス花北」の児童発達支援センターとしての機能を強化することで、多様なニーズを持つ「障害のある子どもとその家族」への適切な発達支援と子育て支援を図ります。

また、研修会の実施や関係機関へのコンサルテーション等により、地域全体の障害児支援の質の底上げを図ります。

---

## C インクルーシブ支援の構築

### (1) 保育体制の充実

特別支援保育に関する研修等を通じて保育士・保育教諭の資質の向上に努めるとともに、保育士等の加配等により、保育内容の充実を図ることで、特別な支援を必要とする児童と他の児童とともに集団教育・保育を行います。

### (2) 就学後の支援体制の充実

- ① 障害の有無に関わらず、共に教育を受けられるよう、各校特別支援教育コーディネーターを中心とした教育支援体制を充実させ、基礎的環境整備や合理的配慮の提供に努めます。
- ② 通級による指導や交流及び共同学習、副籍校との居住地校交流を計画的・組織的に継続して行い、充実させることで、個別の教育的ニーズのある児童生徒の自立と社会参加を見据えた多様で柔軟な体制整備に努めます。

### (3) 教育体制の充実

- ① 特別な支援を要する幼児児童生徒に対して、一人一人の実態に応じた学習支援や生活介助を行う、特別支援教育支援員を配置します。
- ② 一人一人の教育的ニーズに応じた「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成することで、学校園の連携による切れ目ない、適切な教育的支援の充実に努めます。
- ③ 初任者研修等のライフステージ別研修や職能研修、パワーアップ研修講座の各研修カテゴリーにおいて、計画的・継続的に特別支援教育や特別な支援を必要とする児童生徒に関する研修を実施し、教員の専門性や指導力の向上を図ります。

### (4) 関係機関の連携と切れ目のない支援

- ① 地域自立支援協議会の専門部会において、障害児支援系サービス事業所と学校園の関係づくりを支援します。
- ② サービス事業所と学校園が双方の役割を理解し、保育・教育と福祉の交流を図ることで、学校園内で支援を実施する保育所等訪問支援事業の利用を促します。また、事業所と学校園の関係性が向上し、連携しながら支援を行うことで、支援の充実に努めます。

---

## D 家族に対する支援

### (1) 児童支援に関する窓口の設置

- ① 保健センターや地域の子育て支援関連機関などと連携し、発達において何らかのサポートが必要な子どもたちとその家族に「気づきの段階からの支援」を行い、必要に応じて適切な関係機関につなげます。
- ② 障害のある子どもを療育する家庭が、身近な地域で適切な支援が受けられるよう関係機関と連携し、子どもの発達に関する様々な相談に対応します。

### (2) 地域子育て支援拠点事業実施施設の活用

保育所等の地域の身近な場所において、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てについての相談、情報の提供及び助言等を行います。また、発育に不安のある子どもとその保護者が身近に気軽に相談しやすい環境づくりを進めます。

### (3) 介護者のレスパイトケア

短期入所の機能を充実させ、介護者のレスパイトケアを推進します。

---

## 5 権利擁護・差別解消の推進

---

### A 障害に対する理解促進・差別解消の推進 重点⑤

#### (1) 各種啓発事業の実施

- ① 「障害者週間事業」をはじめ、出前講座、パンフレット及び啓発用品の作成・配布、各種イベントやこども手話教室等を開催することで、障害に関する意識や理解の向上を図ります。
- ② 総合福祉通園センターにおける公開セミナーや基礎講座の開催、地域交流事業等の実施により、障害に対する理解促進の機会の充実を図ります。
- ③ 障害者団体や施設が実施する差別解消につながるイベントや講演会等の活動に対して支援し、障害に関する意識や理解の向上を図ります。
- ④ 企業等に対し啓発チラシを配布するとともに、企業等が実施する障害者差別解消法及び障害理解等に関する研修へ講師を派遣し、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供についての周知を図ります。

- ⑤ 「障害者差別解消法」の趣旨に基づき、姫路市地域自立支援協議会等における情報交換、相談等の体制づくりに努めます。
- ⑥ 「障害者差別解消の推進に関する姫路市職員対応ガイドライン」を活用し、障害種別ごとの対応方法を学ぶことで、職員の対応力向上に努めます。
- ⑦ 障害等により援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなるよう、ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています。ヘルプマークへの理解を促進し普及啓発を図るため、ホームページ、広報ひめじのほか、市の施設等でのポスター掲示、ちらし・啓発用品の配布により普及啓発を行うほか、駅及び商業施設でデジタルサイネージによる啓発を行うなど周知に努めます。
- ⑧ 「手話言語の国際デー」や「世界自閉症啓発デー」等に合わせ、姫路城及びアクリエひめじをライトアップすることにより市民への障害に対する認識を広めます。

(2) 手話への理解と普及の促進、環境整備

- ① 手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広げ、相互に地域で支え合い、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するため、手話の理解と普及の促進を図るとともに、手話を使用しやすい環境を整備するための施策を実施します。
- ② 手話への理解と普及の促進のため、各種広報、イベントやこども手話教室等を開催することで、手話が言語であるとの意識や理解の向上を図ります。

目標指標①・・・こども手話教室の参加者数(人)

令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
200	210	220	230

目標指標②・・・障害者週間事業への参加者数(人)

令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
200	220	240	260

---

## B 障害のある人への虐待防止

### (1) 施設従事者等からの虐待防止

施設従事者や利用者からの虐待について未然防止を図るため、適切な支援方法の研修を行います。また、障害福祉サービス事業所などに対し、虐待防止にかかる従業者への研修の実施や虐待防止のための責任者の設置、虐待防止委員会の設置及び検討結果の周知徹底を求めます。

### (2) 虐待防止への体制強化

障害のある人への虐待防止のため、虐待対応の窓口となる「姫路市障害者虐待防止センター」を活用し、必要に応じて行政、司法、事業者、教育、医療などの関係機関の連携を図りつつ、引き続き虐待防止に努めます。

---

## C 情報提供の充実

### (1) 情報発信手段への市民の理解の促進と普及

手話や点字、音声コードの添付など、障害特性にあった方法により、障害のある人に配慮した情報提供を行うとともに、その情報発信の手段について、市民の理解の促進と普及を進めます。

### (2) コミュニケーション手段の確保

手話通訳者や要約筆記者、ICTの活用などを通じて、コミュニケーション手段の確保を図ります。また、手話通訳者や要約筆記、盲ろう者向けの通訳・介助員の養成に取り組みます。

---

## D 読書バリアフリーの推進

※「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年6月28日法律第49号)」に基づく、市町村計画に位置付けます。

### (1) 情報の取得及び利用

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年6月施行)に基づき、点字図書館等関係機関との連携、電子図書館の運用などを通して、視覚障害のある人などの障害特性にあわせた読書環境の整備を推進します。

視覚障害者や自力で本を読むことのできない障害者に対し、城内図書館において、ボランティア団体による音訳図書の製作・貸出を行います。

### (2) アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実及び普及



図書館において、大活字本やLLブックなど障害者が利用しやすい書籍、文字の拡大機能や読み上げ機能のある電子書籍など、アクセシブルな書籍・電子書籍等を充実させる取り組みを促進します。また、国立国会図書館に対し、ダウンロード可能なデジタイズ図書の提供を行います。

---

## E 成年後見制度の周知・利用促進

### (1) 成年後見制度の利用促進

- ① 認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人に対して成年後見制度の相談支援・利用促進や後見活動への支援を行います。また、身寄りがいないなどの理由で親族等による法定後見の申立てができない人について、市長による審判の申立てを行います。
- ② 「姫路市成年後見支援センター」を中心に、成年後見制度の活用促進に向けて、弁護士会などの専門職団体等との連携を強化するとともに、法人後見に取り組む団体への支援の検討を進めます。
- ③ 成年後見制度の普及・啓発を図るため、権利擁護フォーラムを開催し、市民や関係機関等に成年後見制度などの普及・啓発を図ります。

---

## F 障害のある当事者の参画

### (1) 地域自立支援協議会当事者部会の開催

地域自立支援協議会の専門部会において当事者部会を設け、研修や意見交換会を開催し、障害のある当事者の参画を図ります。

### (2) イベント等への参加

イベント及び会議等への障害のある当事者の参加を促進することで、障害に関する意識や理解の向上を図ります。

## 第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画数値目標等

イラスト追加予定

# I 成果目標

国の基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に即し、第6期障害福祉計画の実績と地域の実情を勘案しつつ、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る令和8年度までの各成果目標・活動指標を設定します。

## 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

### ① 障害者支援施設から地域生活への移行者数

国の基本指針では、令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域移行するように求められており、本計画においても、令和4年度末時点の施設入所者の573人の6%以上（34人）が地域生活へ移行することを目標とします。

### ② 施設入所者数の縮減

国の基本指針では、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上縮減することを求められており、本計画においても、令和4年度末時点の施設入所者数573人の5%以上（29人）を減らすこととします。

成果目標	R5 (見込)	第7期		
		R6	R7	R8
地域生活への移行者数（人）	2	10	11	11
R4年度末基準からの累計（人）	2	12	23	34

成果目標	R5 (見込)	第7期		
		R6	R7	R8
施設入所者の縮減数（人）	2	9	9	9
施設入所者数（人）	571	562	553	544

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

② 精神病床における1年以上入院患者数

③ 精神病床における早期退院率

国の基本指針において、地域における精神保健医療福祉体制の整備状況を評価するための指標で、令和8年度における成果目標を設定することと示されています。

ただし、この指標は都道府県に対して設定するように示された項目であり、本市では、以下の活動指標で進捗管理を行います。

活動指標	R5 (見込)	第7期		
		R6	R7	R8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回)	1	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加機関数合計(箇所)	10	13	13	13
保健	2	2	2	2
医療(精神科)	4	4	4	4
医療(精神科以外)	0	1	1	1
福祉	2	2	2	2
介護	1	1	1	1
当事者	0	1	1	1
家族	1	1	1	1
その他	0	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数(回)	1	1	1	1
精神障害者の地域移行支援利用者数(人)	2	3	4	5
精神障害者の地域定着支援利用者数(人)	0	1	2	3

活動指標	R5 (見込)	第7期		
		R6	R7	R8
精神障害者の共同生活援助利用者数(人)	111	121	132	144
精神障害者の自立生活援助利用者数(人)	0	0	1	1
精神障害者の自立訓練(生活訓練)利用者数(人)【新】	—	8	9	9

### 3 地域生活支援の充実

国の基本指針では、令和8年度末までに、市内に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保することが求められています。また、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置や年一回以上運用状況を検証及び検討することが求められています。

本市では、自立支援協議会などの意見を踏まえ、地域生活支援拠点としてのあり方、地域資源との連携などについても併せて検証及び検討を実施しています。

また、新たに、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るため、支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることが求められています。

成果目標	R5 (見込)	第7期		
		R6	R7	R8
地域生活支援拠点等				
地域生活支援拠点等の整備	整備済	整備済	整備済	整備済
コーディネーターの配置【新】	—	検討	検討	整備済
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築【新】	—	検討	検討	整備済
運用状況の検証及び検討	年1回以上実施	年1回以上実施	年1回以上実施	年1回以上実施
強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実				

成果目標		R 5 (見込)	第 7 期		
			R 6	R 7	R 8
	支援ニーズの把握【新】	—	検討	検討	実施済
	地域の関係機関が連携した支援体制の整備【新】	—	検討	検討	整備済

#### 4 福祉施設から一般就労への移行等

##### ① 福祉施設から一般就労への移行者数

国の基本指針では、令和 8 年度中に令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることが求められており、令和 3 年度の一般就労への移行実績（55 人）の 1.28 倍（71 人）以上が目標値となります。本計画においては、第 6 期の実績が国の設定する第 7 期の目標値を超えているため、実績を考慮し移行者の増加を見込みます。

また、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業について、それぞれの目標値もあわせて定めることが新たに求められており、本計画においてもこれに則り、以下のように目標設定を行います。

##### 【就労移行支援事業】

一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和 3 年度の一般就労への移行実績（48 人）の 1.31 倍（63 人）以上が目標値となります。本計画においては、第 6 期の実績が国の設定する第 7 期の目標値に迫る人数であるため、実績を考慮し移行者の増加を見込みます。

また、国の基本指針においては、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることが目標値とされています。本計画においては、第 6 期の実績が国の設定する第 7 期の目標値を超えているため、実績を考慮し現状の維持を見込みます。

##### 【就労継続支援】

就労継続支援 A 型事業については令和 3 年度の一般就労への移行実績（4 人）の 1.29 倍（5 人）以上、就労継続支援 B 型事業については令和 3 年度の一般就労への移行実績（2 人）の 1.28 倍（3 人）

以上が目標値となります。本計画においては、第6期の実績が国の設定する第7期の目標値を超えているため、実績を考慮し移行者の増加を見込みます。

② 就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業について、令和3年度の利用者数（48人）の1.41倍（68人）以上とすることを目標とします。

③ 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所割合

国の基本指針においては、就労定着支援事業の就労定着率について、令和8年度に、就労定着支援事業所のうち就労定着率（過去6年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合）が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とすることが目標値とされています。本計画においては、第6期の実績が国の設定する第7期の目標値を超えているため、実績を考慮し現状の維持を見込みます。

成果目標		実績 (R 3)	R 5 (見込)	第7期		
				R 6	R 7	R 8
①福祉施設 からの就労 移行者数  (人)	全体	55 (※)	75	77	79	81
	うち、就労移行支援事業	48	60	62	64	66
	うち、就労継続支援A型	4	7	7	7	7
	うち、就労継続支援B型	2	8	8	8	8
就労移行支援事業所のうち、一般就労した者が5割以上の事業所が5割以上 【新】		—	6割以上	6割以上	6割以上	6割以上
②就労定着支援事業者の利用者数 (人)		48	41	48	58	68
③就労定着率7割以上の就労定着支援事業所割合が2割5分以上【新】		—	3割以上	3割以上	3割以上	3割以上

※ ①福祉施設からの就労移行者数のR3実績の全体数は就労移行支援事業、就労継続支援A型及び就労継続支援B型以外の福祉施設からの就労移行者を含む。

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

### ① 児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の基本指針において、各市町村に児童発達支援センターを1か所以上配置することが求められています。また、障害児の地域社会へのインクルージョンを推進するため、令和8年度末までに、全市町村において、推進する体制を構築することが求められています。

児童発達支援センターについては、すでに市内で2か所（令和5年度時点）の事業所が指定を受けて事業を実施しています。インクルージョンを推進する体制構築については、保育所や学校などの関係機関と連携し、よりよい支援ができるよう取り組みます。

### ② 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針において、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを各市町村に1か所以上確保することが求められています。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は市内で1か所（令和5年度時点）及び重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスは市内で6か所（令和5年度時点）の事業所が指定を受けて事業を実施しているため、達成済みとなっています。ただし、現状の事業所数では重症心身障害児の利用希望を満たしていないことを考慮し、事業所数の増加を見込みます

### ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針において、医療的ケア児支援のための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが求められています。

関係機関の協議の場については、本市においては地域自立支援協議会のこども部会において医療的ケア児支援のための協議も実施しているため、設置済みとなっています。

また、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置については、引き続き関係機関との協議を進め、配置の取組を進めます。



成果目標	実績（R5）	第7期		
		R6	R7	R8
児童発達支援センターの設置	設置済	設置済		
インクルージョンを推進する体制の構築【新】	—	整備済		
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保（箇所）	1	1	2	2
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保（箇所）	7	8	9	10
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	設置済	設置済	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（人）	0	0	1	1

## 6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することが求められています。

本市においては、基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所の研修を充実させるなどの人材育成を実施し、すでに市全体の相談支援体制の強化に取り組んでいます。

成果目標	R5	第7期
基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	整備済	整備済
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善【新】	—	整備済

成果目標	R5 (見込)	第7期		
		R6	R7	R8
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数【新】	—	2	2	2
参加事業者・機関数【新】	—	20	20	20
協議会の専門部会の設置数【新】	—	9	9	10
協議会の専門部会の実施回数【新】	—	18	18	20

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを求められています。

成果目標	R5 (見込)	第7期		
		R6	R7	R8
都道府県等が実施する研修への本市職員の参加人数(人)	40	45	50	55
審査結果について共有する体制	整備済	整備済	整備済	整備済
審査結果について共有する回数(回)	1	1	1	1
指導監査結果について共有する体制	整備済	整備済	整備済	整備済
指導監査結果について共有する回数(回)	1	1	1	1

## Ⅱ 障害福祉サービス等の見込み量

### ◆ 基本視点

指定障害福祉サービス等について、第6期障害福祉計画の実績値や利用ニーズに応じた目標値としていきます。手帳所持者数は身体障害で減少傾向にあります。障害種別によってはサービスの利用に手帳所持が必須とはされていないこと及びサービス供給が増えていることから、手帳所持者数とは連動するものではなく、サービス利用量は年々増加しています。

### Ⅰ 訪問系サービス

内容	単位	第7期見込		
		R6	R7	R8
訪問系サービス（合計）	利用者数（人/月）	960	976	992
	延べ時間（時間/月）	26,312	26,802	27,313
① 居宅介護	利用者数（人/月）	777	785	793
	延べ時間（時間/月）	12,112	12,355	12,603
② 重度訪問介護	利用者数（人/月）	51	53	55
	延べ時間（時間/月）	11,526	11,641	11,757
③ 同行援護	利用者数（人/月）	106	108	110
	延べ時間（時間/月）	1,993	2,030	2,068
④ 行動援護	利用者数（人/月）	26	30	34
	延べ時間（時間/月）	681	776	885
⑤ 重度障害者等包括支援	利用者数（人/月）	0	0	0
	延べ時間（時間/月）	0	0	0

### ◆ サービス見込量における推計方法

- ① 居宅介護：利用ニーズがあるため、利用者数・利用時間数の増加を見込みます。
- ② 重度訪問介護：利用ニーズがあるため、利用者数・利用時間数の増加を見込みます。

③ 行動援護：利用ニーズがあるため、利用者数・利用時間数の増加を見込みます。

④ 同行援護：利用ニーズがあるため、利用者数・利用時間数の増加を見込みます。

⑤ 重度障害者等包括支援：市内に事業所がないため、ゼロを見込みます。

## 2 日中活動系サービス

内容	単位	第7期見込			
		R6	R7	R8	
① 生活介護	利用者数（人/月）	1,289	1,302	1,315	
	延べ日数（人日/月）	25,767	26,025	26,285	
② 自立訓練（機能訓練）	利用者数（人/月）	12	13	14	
	延べ日数（人日/月）	218	237	255	
③ 自立訓練（生活訓練）	利用者数（人/月）	17	18	19	
	延べ日数（人日/月）	325	344	363	
④ 就労移行支援	利用者数（人/月）	114	130	148	
	延べ日数（人日/月）	2,065	2,354	2,684	
⑤ 就労継続支援A型	利用者数（人/月）	259	282	308	
	延べ日数（人日/月）	5,152	5,616	6,122	
⑥ 就労継続支援B型	利用者数（人/月）	1,233	1,282	1,334	
	延べ日数（人日/月）	22,338	23,232	24,161	
⑦ 就労定着支援	利用者数（人/月）	48	58	68	
⑧ 就労選択支援【新】	利用者数（人/月）	—	10	10	
⑨ 療養介護	利用者数（人/月）	95	95	95	
⑩ 短期入所	（福祉型）	利用者数（人/月）	281	303	327
		延べ日数（人日/月）	1,350	1,391	1,433
		利用者数（人/月）	20	20	20

内容	単位	第7期見込		
		R6	R7	R8
(医療型)	延べ日数(人日/月)	90	90	90

◆サービス見込量における推計方法

- ① 生活介護：利用ニーズがあるため利用者数・利用日数の増加を見込みます。
- ② 自立訓練（機能訓練）：利用ニーズを見込み、利用者数・利用日数の微増を見込みます。
- ③ 自立訓練（生活訓練）：利用ニーズを見込み、利用者数・利用日数の微増を見込みます。
- ④ 就労移行支援：利用ニーズがあるため利用者数・利用日数の増加を見込みます。
- ⑤ 就労継続支援A型：利用ニーズがあるため利用者数・利用日数の増加を見込みます。
- ⑥ 就労継続支援B型：利用ニーズがあるため利用者数・利用日数の増加を見込みます。

施策として福祉的就労から一般就労への移行を促進することから利用者の減が見込まれるが、一般就労中であっても就労系障害福祉サービスの併用が可能となることによる増が見込まれるため、従前と同等の割合の増加を見込みます。

サービス提供量（定員数）が需要（利用者数）を満たしていますが、市内の事業所数は増加傾向で推移しています。市内事業所の定員数の合計が利用者数を大きく上回り、必要なサービス量が確保できたと考えられる場合には、新たな指定を行わないことも可能とします。

- ⑦ 就労定着支援：成果目標を考慮し、利用者数の増加を見込みます。
- ⑧ 就労選択支援：新規サービスであり、現時点では、R7年10月1日からの制度創設が検討されています。
- ⑨ 療養介護：市内の事業所がほぼ満床状態であるため、現状維持とします。
- ⑩ 短期入所
  - ・ 短期入所（福祉型）：利用ニーズがあるため利用者数・利用日数の増加を見込みます。
  - ・ 短期入所（医療型）：利用ニーズがあるため利用者数・利用日数の増加を見込みます。

### 3 居住系サービス

内容	単位	第7期見込		
		R6	R7	R8
① 共同生活援助	利用者数（人/月）	464	506	552
② 施設入所支援	利用者数（人/月）	562	553	544
③ 宿泊型自立訓練	利用者数（人/月）	3	3	4
④ 自立生活援助	利用者数（人/月）	0	1	2

#### ◆サービス見込量における推計方法

- ① 共同生活援助：事業所数の増加や利用ニーズを考慮し、利用者数の増加を見込みます。
- ② 施設入所支援：成果目標を考慮し、利用者数の微減を見込みます。
- ③ 宿泊型自立訓練：利用ニーズを考慮し、利用者数の微増を見込みます。
- ④ 自立生活援助：利用ニーズを考慮し、利用者数の微増を見込みます。

### 4 相談支援系サービス

内容	単位	第7期見込		
		R6	R7	R8
① 計画相談支援	利用者数（人/月）	933	980	1,029
② 地域移行支援	利用者数（人/月）	3	4	6
③ 地域定着支援	利用者数（人/月）	3	4	6

#### ◆サービス見込量における推計方法

- ① 計画相談支援：利用ニーズを考慮し、利用者数の増加を見込みます。
- ② 地域移行支援：成果目標を考慮し、利用者数の増加を見込みます。
- ③ 地域定着支援：成果目標を考慮し、利用者数の増加を見込みます。

## 5 障害児支援系サービス

内容	単位	第7期見込		
		R6	R7	R8
① 児童発達支援	利用者数（人/月）	419	461	507
	延べ日数（人日/月）	4,058	4,464	4,910
② 放課後等デイサービス	利用者数（人/月）	1,351	1,446	1,547
	延べ日数（人日/月）	14,861	15,906	18,873
③ 保育所等訪問支援	利用者数（人/月）	113	129	147
	延べ日数（人日/月）	271	309	352
④ 居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人/月）	5	6	7
	延べ日数（人日/月）	19	23	27
⑤ 障害児相談支援	利用者数（人/月）	296	311	327

### ◆サービス見込量における推計方法

- ① 児童発達支援：事業所数の増加や利用ニーズを考慮し、利用者数の増加を見込みます。
- ② 放課後等デイサービス：事業所数の増加や利用ニーズを考慮し、利用者数の増加を見込みます。
- ③ 保育所等訪問支援：成果目標であるインクルージョンを推進する体制構築を考慮し、利用者数の増加を見込みます。
- ④ 居宅訪問型児童発達支援：利用ニーズを考慮し、利用者数の増加を見込みます。
- ⑤ 障害児相談支援：利用ニーズを考慮し、利用者数の増加を見込みます。

### Ⅲ 地域生活支援事業の見込み量

内容	単位	第7期見込		
		R 6	R 7	R 8
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
(3) 相談支援事業				
①障害者相談支援事業	実施見込箇所数	5	5	5
	利用件数（件/年）	7,300	7,400	7,500
	基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	利用者数（人/年）	3	3	3
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	検討	検討	検討
(6) 意思疎通支援事業				
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数（件/年）	1,300	1,400	1,500
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣	利用件数（件/年）	120	120	120
③ 手話通訳者設置事業	設置見込者数(人/年)	2	2	2
(7) 日常生活用具給付等事業				
合計（①～⑥）	給付件数（件/年）	13,313	13,464	13,512
①介護・訓練支援用具	給付件数（件/年）	39	41	43
②自立生活支援用具	給付件数（件/年）	86	94	95
③在宅療養等支援用具	給付件数（件/年）	94	94	103



内 容	単 位	第7期見込		
		R 6	R 7	R 8
④情報・意思疎通支援用具	給付件数（件/年）	153	159	152
⑤排泄管理支援用具	給付件数（件/年）	12,925	13,060	13,102
⑥居宅生活動作補助用具	給付件数（件/年）	16	16	17
(8) 意思疎通支援者養成研修事業				
①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	養成講習修了者数（人/年）	16	16	16
②手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了者数（人/年）	13	13	13
③盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	養成講習修了者数（人/年）	1	1	1
④失語症者向け意思疎通支援者養成事業	養成講習修了者数（人/年）	1	1	1
(9) 移動支援事業	利用者数（人/月）	340	350	361
	利用時間数(時間/月)	4,479	4,613	4,752
(10) 地域活動支援センター事業	実施箇所数	6	8	10
	利用者数（人/月）	220	260	300
(11) 障害児等療育支援事業	実施箇所数	2	2	2
(12) その他実施する事業				
①障害者就業促進・安定化事業	実施の有無	有	有	有
②福祉ホーム事業	実施箇所数	3	3	3
	利用者数（人/月）	11	11	11
③訪問入浴サービス事業	実施箇所数	5	5	5
	利用者数（人/月）	12	14	16
④日中一時支援事業				

内容		単位	第7期見込		
			R6	R7	R8
	日中短期入所事業	実施箇所数	16	17	18
		利用者数（人/月）	60	65	70
	タイムケア事業	実施箇所数	8	8	8
		利用者数（人/月）	214	214	214
	⑤障害者小規模通所支援事業	実施の有無	有	有	有
	⑥スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	利用者数（人/年）	400	400	400
	⑦文化芸術活動振興事業	利用者数（人/年）	100	100	100
	⑧自動車運転免許取得・改造助成事業	利用件数（件/年）	28	28	28
	⑨知的障害者・障害児社会参加助成事業	実施箇所数	3	3	3
	⑩リフトバス利用者助成事業	利用件数（件/年）	5	6	6
	⑪障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	有	有	有

◆サービス見込量における推計方法

(1) 理解促進研修・啓発事業：継続的に実施します。

(2) 自発的活動支援事業：継続的に実施します。

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

- ・ 実施見込箇所数：継続的に実施します。
- ・ 利用件数：第6期計画における実績を考慮し、利用件数の増加を見込みます。
- ・ 基幹相談支援センター設置の有無：継続的に実施します。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業：継続的に実施します。

- (4) 成年後見制度利用支援事業：第6期計画における実績を考慮し、利用者数を見込みます。
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業：実施に向けて受託者との協議を進めます。
- (6) 意思疎通支援事業
  - ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業：第6期計画における実績を考慮し、利用件数を見込みます。
  - ② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業：第6期計画における実績を考慮し、利用件数を見込みます。
  - ③ 手話通訳者設置事業：第6期計画における実績を考慮し、設置者数を見込みます。
- (7) 日常生活用具給付等事業
  - ①～⑥ 日常生活用具給付等事業：第6期計画における実績を考慮し、利用件数を見込みます。
- (8) 意思疎通支援者養成研修事業
  - ① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業：第6期計画における実績を考慮し、修了者数を維持します。
  - ② 手話奉仕員養成研修事業：第6期計画における実績を考慮し、修了者数を維持します。
  - ③ 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業：第6期計画における実績を考慮し、修了者数を維持します。
  - ④ 失語症者向け意思疎通支援者養成事業：第6期計画における実績を考慮し、修了者数を維持します。
- (9) 移動支援事業：利用ニーズがあるため、利用者数・利用時間数の増加を見込みます。
- (10) 地域活動支援センター事業：利用ニーズがあるため、利用者数の増加を見込みます。
- (11) 障害児等療育支援事業：第6期計画実績の実施箇所数を維持します。
- (12) その他実施する事業
  - ① 障害者就業促進・安定化事業：継続的に実施します。
  - ② 福祉ホーム事業：第6期計画における実績を考慮し、実施箇所数・利用者数を見込みます。
  - ③ 訪問入浴サービス事業：第6期計画における実績を考慮し、実施箇所数・利用者数を見込みます。
  - ④ 日中一時支援事業
    - ・ 日中短期入所事業：利用ニーズがあるため、利用者数の増加を見込みます。
    - ・ タイムケア事業：放課後等デイサービスの支給量変更の影響を考慮し、現状維持とします。

- ⑤ 障害者小規模通所支援事業：継続的に実施します。
- ⑥ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業：第6期計画における実績を考慮し、利用者数を見込みます。
- ⑦ 文化芸術活動振興事業：第6期計画における実績を考慮し、利用者数を見込みます。
- ⑧ 自動車運転免許取得・改造助成事業：第6期計画における実績を考慮し、利用件数を見込みます。
- ⑨ 知的障害者・障害児社会参加助成事業：第6期計画における実績を考慮し、実施箇所数を見込みます。
- ⑩ リフトバス利用者助成事業：第6期計画における実績を考慮し、利用件数を見込みます。
- ⑪ 障害者虐待防止対策支援事業：継続的に実施します。

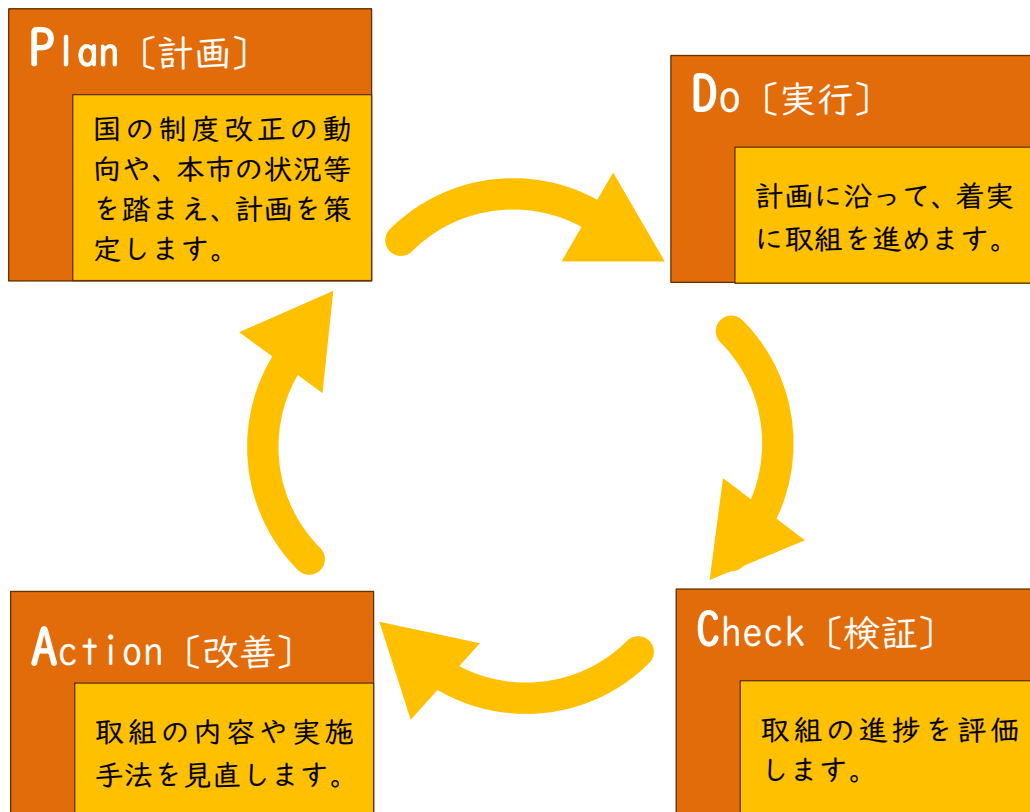
## 第6章 計画の推進体制

計画に即した施策の展開が円滑に行われるよう、その進行を管理していくとともに、事後の検証を行える体制を整える必要があります。

このため、計画策定後は、姫路市として少なくとも年1回は計画の分析・中間評価を実施し、「PDCA サイクル」による進行管理を行うとともに、姫路市地域自立支援協議会にその状況を報告し、意見を聴くこととします。

また、令和6年度（2024年度）以降においても、各種制度の周知、市民意識の向上を図るとともに市民ニーズの把握に努め、当該計画期間中に障害者福祉に関する施策に係る新たな行政需要が生じたときは、本計画において重点施策として設定していない場合も、できる限り柔軟に対応することとします。

### 【PDCAサイクルのイメージ】



# 資料

## 資料Ⅰ 計画策定の歩み

### Ⅰ 計画策定のスケジュール

年月日	項目	内容
令和4年 11月28日～ 12月23日	姫路市障害者等実態意向調査	・障害福祉に関する市民の意識を把握するためのアンケートを実施
令和5年 7月19日	第1回姫路市障害福祉推進計画策定会議	・現行計画の実績及び実態意向調査の結果について報告 ・課題の分析・整理、全体の策定方針について審議
9月29日	第2回姫路市障害福祉推進計画策定会議	・施策の体系について審議
11月21日	第3回姫路市障害福祉推進計画策定会議	・姫路市障害福祉推進計画中間取りまとめ（案）について審議
12月18日～ 1月18日	パブリック・コメント手続	・計画の中間取りまとめ（案）について市民意見を募集
令和6年 2月上旬 （予定）	第4回姫路市障害福祉推進計画策定会議	・パブリック・コメント手続の結果について報告 ・計画の最終取りまとめ（案）について検討

## 2 姫路市障害福祉推進計画策定会議

### (1) 委員名簿

(敬称略、順不同)

要領上の位置付け	氏名	肩書等	備考
学識経験者	安田 美予子	関西学院大学人間福祉学部 教授	
	萬代 由希子	関西福祉大学社会福祉学部 准教授	座長
医療関係者	東 靖人	姫路市医師会 理事	
福祉関係者	名倉 重喜	兵庫県身体障害者支援施設協議会 監事	
	灘 一善	兵庫県知的障害者施設協会 調査研究委員	
	山本 正	姫路作業所連絡会	
	河原 正明	姫路市地域自立支援協議会 会長	副座長
障害者団体の代表者	松本 智	姫路市身体障害者福祉協会 事務局長	
	外川 義広	姫路地区手をつなぐ育成会 副理事長	
	三木 章弘	姫路市精神保健福祉連合会 理事長	
	中尾 郁子	姫路市難病団体連絡協議会 副代表	
	萱原 州平	マザーリーフ(姫路市肢体不自由児・者のこれからを考える会) 会長	
雇用関係者	佐山 勝一	姫路公共職業安定所 職業相談部長	
公募による市民	橋本 史子	公募市民	
	近藤 司	公募市民	
行政関係者	中村 亮	兵庫県姫路こども家庭センター 育成支援課長	

## (2) 姫路市障害福祉推進計画策定会議開催要領

### 1 趣旨

この要領は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画（以下「障害者福祉計画」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定する市町村障害福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）の策定に当たり、学識経験者及び障害福祉に関わる者等から広く意見を求めるための姫路市障害福祉推進計画策定会議（以下「策定会議」という。）の開催について必要な事項を定めるものとする。

### 2 所管事項

策定会議は、次の事項について意見を交換するものとする。

- (1) 姫路市の障害福祉の現状及び課題
- (2) 障害者福祉計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に掲げる施策又は事業
- (3) 障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (4) 各年度における指定障害福祉サービス、指定障害児通所支援、指定計画相談支援、指定障害児相談支援、指定地域相談支援等の種類ごとの必要な量の見込み
- (5) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- (6) その他障害者福祉計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に必要な事項

### 3 参加者

策定会議は、次に掲げる者の中から市長が指名する20名以内の者をもって開催する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 障害者団体の代表者
- (5) 雇用関係機関の職員
- (6) 公募市民
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が認める者

### 4 意見の取扱い

市長は、障害者福祉計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定において、策定会議で表明された意見を参考とするものとする。

### 5 座長、副座長

市長は、策定会議の進行を行わせるため座長及び副座長を置くことができる。

### 6 庶務

策定会議の庶務は、健康福祉局保健福祉部障害福祉課において処理する。

### 7 補則



この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和4年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年3月31日をもってその効力を失う。

## 資料2 姫路市障害者等実態意向調査報告書（抜粋）

### ◆ 調査概要

#### 1 調査対象

区 分	調査対象
①障害者	令和4年10月1日現在、市内にお住まいの障害のある方で18歳以上の方
②障害児	令和4年10月1日現在、市内にお住まいの障害のある方で18歳未満の方

#### 2 調査期間

令和4年11月28日～12月23日

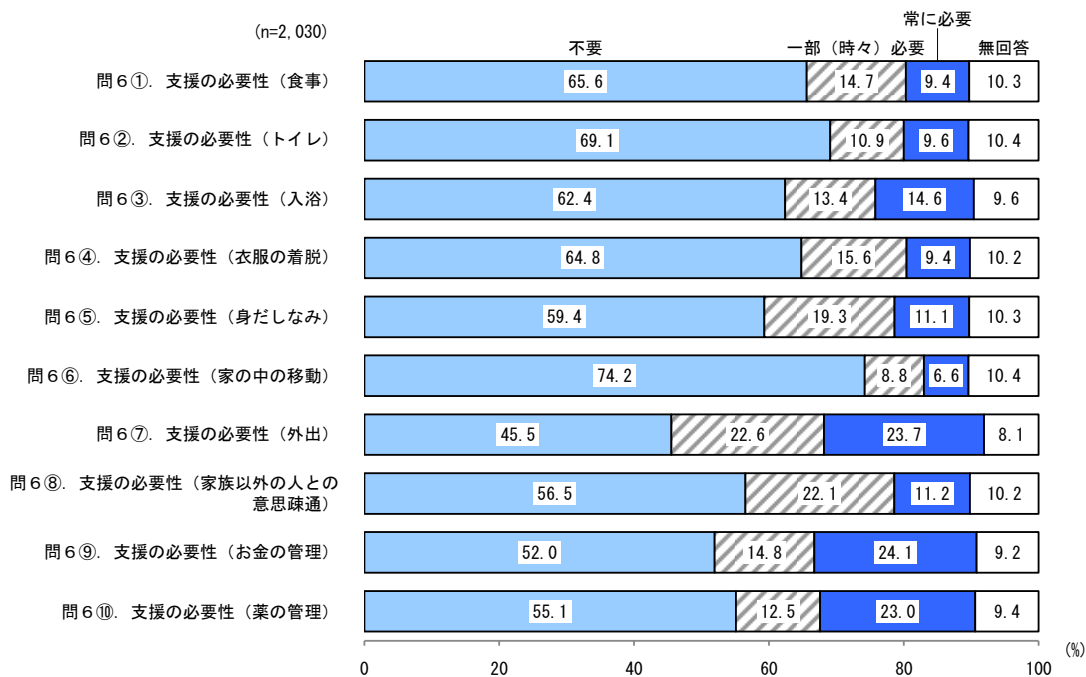
#### 3 回収結果

配布数	障害者 3,160件 障害児 790件
回収数	2,030件
回収率	51.4%

## I 日常生活で必要な支援

問6 日常生活の中で、次の支援が必要ですか。①から⑩のそれぞれにお答えください。  
(①から⑩それぞれに○を1つ)

必要な支援は、「外出」が「常に必要」と「一時（時々）必要」の合計で46.3%と最も割合が高く、次いで「お金の管理」（合計38.9%）、「薬の管理」（合計35.5%）となっています。

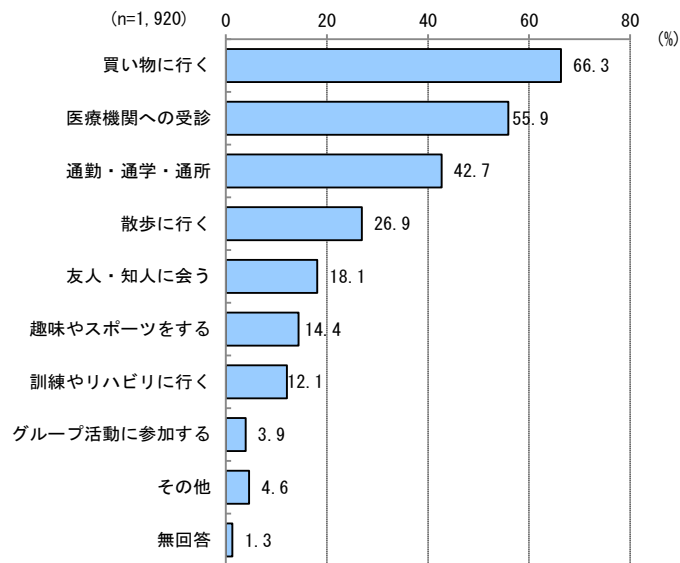


## 2 外出目的

問 25 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。（あてはまるものすべてに○）

外出目的では、「買い物に行く」の割合が 66.3%と最も高く、次いで「医療機関への受診」（55.9%）、「通勤・通学・通所」（42.7%）となっています。

障害等の状況別では、「通勤・通学・通所」の割合は療育手帳保有及び発達障害の診断で 80%台と最も高くなっています。「買い物に行く」は精神障害者保健福祉手帳保有で 72.3%、身体障害者手帳保有で 66.8%となっています。

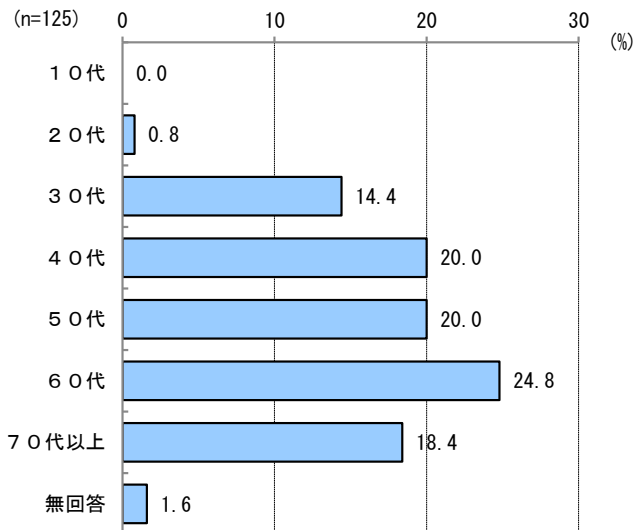


	調査数	通勤・通学・通所	訓練やリハビリに行く	医療機関への受診	買い物に行く	友人・知人に会う	趣味やスポーツをする	グループ活動に参加する	散歩に行く	その他	無回答
全体	1,920	42.7	12.1	55.9	<b>66.3</b>	18.1	14.4	3.9	26.9	4.6	1.3
身体障害者手帳保有	1,297	28.8	12.7	62.8	<b>66.8</b>	19.1	13.8	4.1	26.4	4.7	1.7
療育手帳保有	521	<b>83.7</b>	13.4	33.6	56.6	15.4	15.2	3.6	25.7	5.0	0.4
精神障害者保健福祉手帳保有	256	37.9	10.2	61.3	<b>72.3</b>	13.3	10.9	2.3	27.7	5.5	0.8
重症心身障害	110	43.6	21.8	<b>56.4</b>	40.9	8.2	4.5	4.5	25.5	15.5	0.9
難病（指定難病）認定	139	33.8	20.1	<b>71.9</b>	56.1	10.8	13.7	2.9	19.4	7.9	0.7
発達障害の診断	419	<b>86.2</b>	12.6	32.5	58.2	17.2	17.9	3.8	25.3	4.3	0.2
高次脳機能障害の診断	137	29.2	29.9	<b>54.7</b>	51.1	12.4	12.4	3.6	25.5	8.8	0.0
医療的ケア	539	31.0	16.0	<b>70.5</b>	64.0	15.2	10.9	3.5	26.9	5.8	0.7

### 3 支援してくれる方（家族）の年齢

支援してくれる方の年齢（年代）は、「60代」が24.8%、「40代」「50代」が20.0%、「70代以上」が18.4%となっています。

年代別では、回答者の年代が上がるに従って支援者の年代が上がり、特に回答者が50代以上となると支援者は同年代、またはさらに上の年代となっています。



	調査数	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答
全体	125	0.0	0.8	14.4	20.0	20.0	24.8	18.4	1.6
10代未満	25	0.0	0.0	52.0	44.0	0.0	0.0	0.0	4.0
10代	13	0.0	0.0	15.4	61.5	23.1	0.0	0.0	0.0
20代	12	0.0	8.3	8.3	0.0	75.0	0.0	8.3	0.0
30代	11	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0	72.7	18.2	0.0
40代	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	75.0	0.0
50代	7	0.0	0.0	0.0	0.0	71.4	0.0	28.6	0.0
60代	16	0.0	0.0	0.0	0.0	18.8	75.0	0.0	6.3
70代以上	37	0.0	0.0	2.7	16.2	13.5	27.0	40.5	0.0

#### 4 障害福祉サービス（今後3年以内の利用予定）

問 35 あなたは、次の障害福祉サービスを現在利用していますか。記入例を参考に、現在利用中のサービスについて番号を書き、今後3年以内の利用予定についてあてはまるものに○をつけてください。

18歳以上の方を対象にした、現在利用している障害者向けサービスの今後3年以内の利用予定は、「同じくらい利用予定」の割合が全体で68.0%と最も高く、次いで「増やす予定」(7.3%)、「減らす予定」(1.9%)となっています。

障害者向け（18歳以上）サービスの27項目では、いずれの項目も今後3年以内の利用予定としては現状と「同じくらい利用予定」の割合が最も高くなっています。

	調査数	同じくらい利用予定	増やす予定	減らす予定	無回答
全 体	1,017	68.0	7.3	1.9	22.8
居宅介護（ホームヘルプ）	103	59.2	12.6	1.0	27.2
重度訪問介護	15	80.0	6.7	0.0	13.3
同行援護	26	53.8	11.5	0.0	34.6
行動援護	7	71.4	0.0	0.0	28.6
重度障害者等包括支援	9	44.4	0.0	0.0	55.6
生活介護	79	70.9	2.5	0.0	26.6
宿泊型自立訓練	3	66.7	0.0	0.0	33.3
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	34	67.6	14.7	2.9	14.7
就労移行支援	8	62.5	0.0	25.0	12.5
就労定着支援	13	61.5	0.0	15.4	23.1
就労継続支援A型	20	80.0	0.0	5.0	15.0
就労継続支援B型	73	68.5	8.2	2.7	20.5
療養介護	9	33.3	0.0	0.0	66.7
短期入所（ショートステイ）	68	52.9	32.4	0.0	14.7
共同生活援助（グループホーム）	32	71.9	0.0	3.1	25.0
施設入所支援	30	63.3	3.3	3.3	30.0
自立生活援助	21	47.6	4.8	4.8	42.9
計画相談支援（サービス等利用計画）	95	81.1	0.0	1.1	17.9
地域相談支援（地域定着支援、地域移行支援）	14	42.9	0.0	0.0	57.1
補装具・日常生活用具	119	70.6	4.2	1.7	23.5
意思疎通支援（手話通訳者等の派遣）	7	57.1	28.6	0.0	14.3
移動支援	56	71.4	10.7	1.8	16.1
地域活動支援センター	15	93.3	0.0	0.0	6.7
福祉ホーム	4	25.0	25.0	0.0	50.0
訪問入浴サービス	19	57.9	5.3	0.0	36.8
日中短期入所	16	75.0	25.0	0.0	0.0
自立支援医療	122	78.7	0.8	2.5	18.0

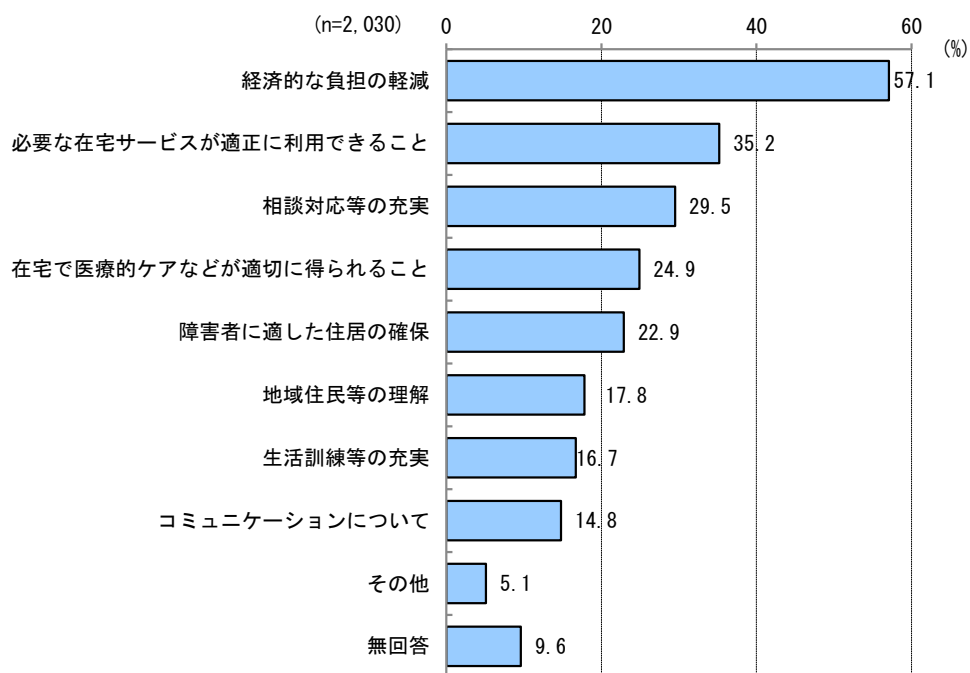
## 5 希望する暮らしを送るための支援内容

問22 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

希望する暮らしを送るための支援内容は、「経済的な負担の軽減」の割合が57.1%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適正に利用できること」(35.2%)、「相談対応等の充実」(29.5%)となっています。

障害等の状況別では、どの障害等でも「経済的な負担の軽減」が最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適正に利用できること」又は「相談対応等の充実」のいずれかが回答されています。

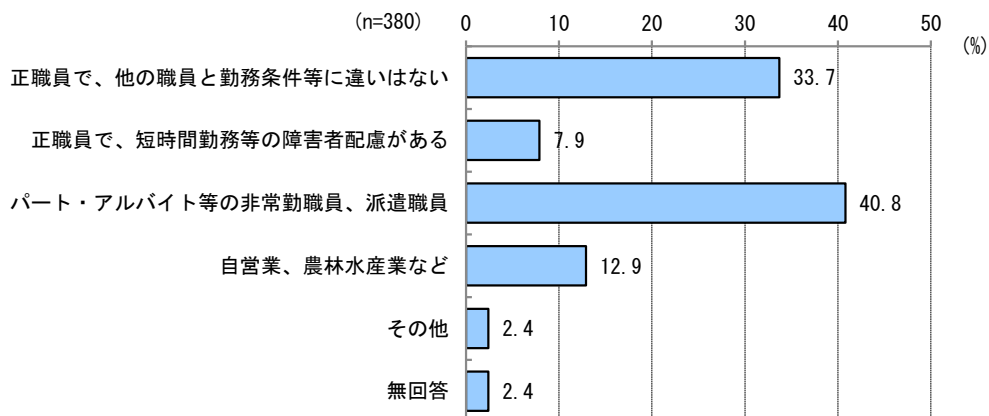


## 6 勤務形態

問 28 どのような勤務形態で働いていますか。(○は1つだけ)

収入を得る仕事をしている方の勤務形態では、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が40.8%で、「正職員で、他の職員と勤務条件等に違いはない」が33.7%となっています。

障害等の状況別では、身体障害者手帳保有、重症心身障害及び難病（指定難病）認定では「正職員で、他の職員と勤務条件等に違いはない」の割合が高く、その他の障害等では「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が高くなっています。



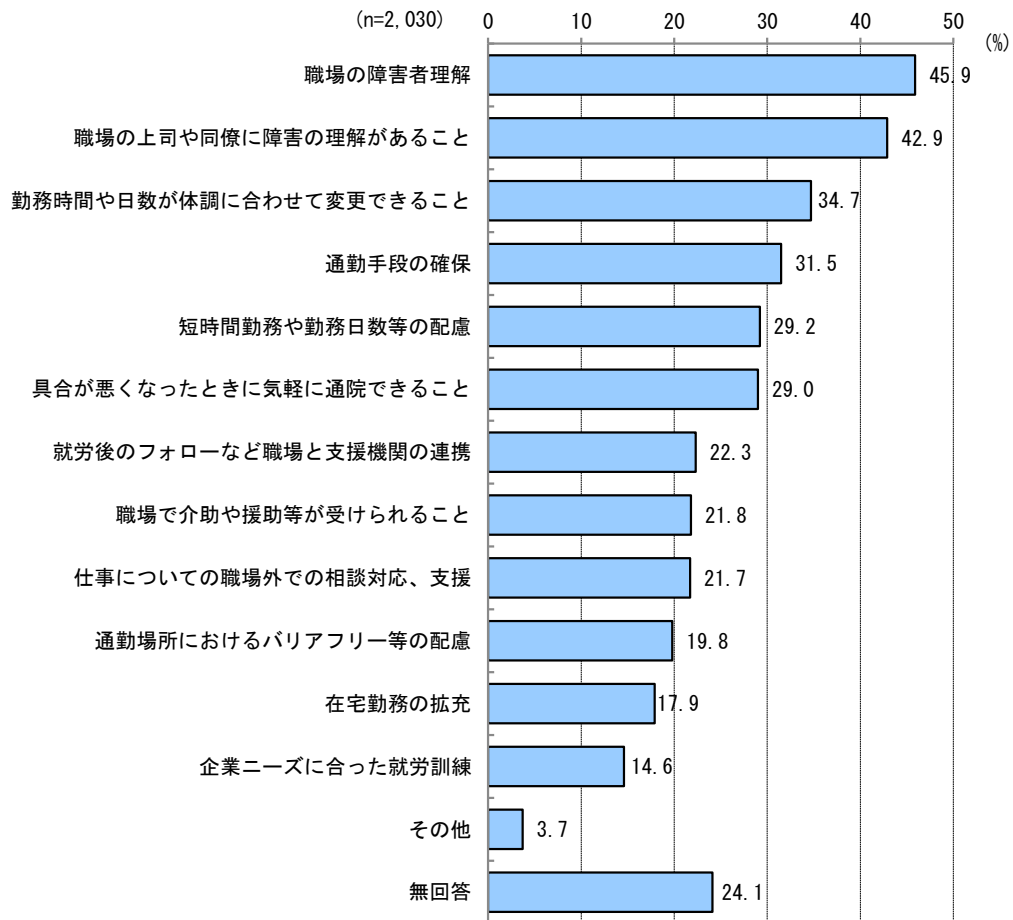
	調査数	正職員で、他の職員と勤務条件等に違いはない	障害者配慮がある正職員で、短時間勤務等の	パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	自営業、農林水産業など	その他	無回答
全 体	380	33.7	7.9	<b>40.8</b>	12.9	2.4	2.4
身体障害者手帳保有	274	<b>38.0</b>	6.6	33.2	17.2	2.2	2.9
療育手帳保有	64	18.8	14.1	<b>57.8</b>	0.0	4.7	4.7
精神障害者保健福祉手帳保有	57	19.3	5.3	<b>64.9</b>	3.5	5.3	1.8
重症心身障害	6	<b>33.3</b>	16.7	16.7	16.7	16.7	0.0
難病（指定難病）認定	20	<b>35.0</b>	20.0	20.0	10.0	5.0	10.0
発達障害の診断	55	23.6	14.5	<b>56.4</b>	0.0	3.6	1.8
高次脳機能障害の診断	16	12.5	12.5	<b>62.5</b>	6.3	0.0	6.3
医療的ケア	78	33.3	12.8	<b>35.9</b>	14.1	1.3	2.6



## 7 障害者の就労支援として必要なこと

問31 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。  
(あてはまるものすべてに○)

障害者の就労支援として必要なことでは、「職場の障害者理解」の割合が45.9%で最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」(42.9%)、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」(34.7%)となっています。



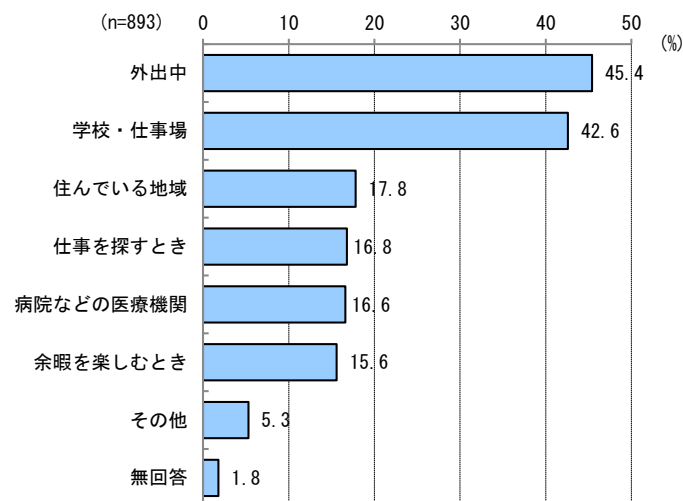
障害等の状況別では、重症心身障害は「通勤手段の確保」(36.7%)、高次脳機能障害の診断では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」(29.7%)、その他の障害等では「職場の障害者理解」の割合が最も高くなっています。

## 8 差別や嫌な思いをした場所や状況

問 42 どのような場所や状況で差別や嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

障害があることで差別や嫌な思いをする（した）場所や状況では、「外出中」の割合が45.4%で最も高く、次いで「学校・仕事場」が42.6%となっています。

障害等の状況別では、療育手帳保有、精神障害者保健福祉手帳保有及び発達障害の診断では「学校・仕事場」の割合が最も高く、その他の障害等では「外出中」の割合が最も高くなっています。



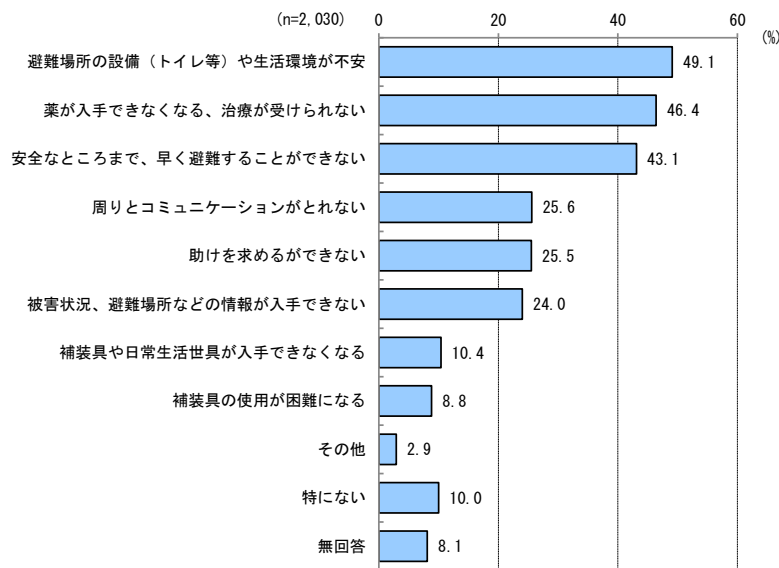
	調査数	学校・仕事場	仕事を探するとき	外出中	余暇を楽しむとき	病院などの医療機関	住んでいる地域	その他	無回答
全 体	893	42.6	16.8	45.4	15.6	16.6	17.8	5.3	1.8
身体障害者手帳保有	516	32.0	18.2	51.0	15.5	17.6	18.0	4.5	2.1
療育手帳保有	330	58.2	8.8	44.2	17.6	13.6	15.2	4.5	0.9
精神障害者保健福祉手帳保有	146	41.1	33.6	30.8	13.7	24.0	22.6	9.6	1.4
重症心身障害	63	19.0	7.9	65.1	22.2	33.3	23.8	6.3	0.0
難病（指定難病）認定	69	30.4	18.8	44.9	20.3	20.3	21.7	7.2	2.9
発達障害の診断	275	62.5	11.6	42.2	17.8	13.8	16.4	4.4	0.4
高次脳機能障害の診断	66	19.7	13.6	51.5	6.1	16.7	18.2	7.6	1.5
医療的ケア	232	32.8	12.1	50.9	14.7	20.3	24.1	4.3	1.7

## 9 災害時に困ること

問 46 火事や地震等の災害のときに困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

火事や地震等の災害時に困ることでは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が49.1%で最も高く、次いで「薬が入手できなくなる、治療が受けられない」（46.4%）、「安全なところまで、早く避難することができない」（43.1%）となっています。

障害等の状況別では、療育手帳保有及び発達障害の診断では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が最も高く、身体障害者手帳保有、精神障害者保健福祉手帳、難病（指定難病）認定及び医療的ケアでは「薬が入手できなくなる、治療が受けられない」の割合が最も高くなっています。



	調査数	薬が入手できなくなる、治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具が入手できなくなる	助けを求められない	安全なところまで、早く避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周りとのコミュニケーションがとれない	避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	その他	特になし	無回答
全体	2,030	46.4	8.8	10.4	25.5	43.1	24.0	25.6	49.1	2.9	10.0	8.1
身体障害者手帳保有	1,370	50.3	12.3	13.4	20.7	44.4	18.4	15.0	48.3	2.7	9.7	8.8
療育手帳保有	550	28.4	3.8	5.8	45.6	50.7	42.9	53.6	54.4	4.0	10.4	6.7
精神障害者保健福祉手帳保有	275	65.1	3.6	6.5	22.5	29.5	21.8	32.4	44.7	3.6	9.5	8.7
重症心身障害	120	59.2	24.2	20.8	46.7	64.2	30.0	32.5	60.8	4.2	2.5	9.2
難病（指定難病）認定	149	65.1	20.1	19.5	38.3	61.7	24.8	26.2	61.7	5.4	2.0	6.0
発達障害の診断	435	30.1	2.8	4.1	44.1	44.6	42.5	54.9	57.7	4.8	10.3	4.6
高次脳機能障害の診断	158	49.4	15.2	14.6	36.1	58.9	23.4	26.6	50.6	0.6	7.0	9.5
医療的ケア	580	66.2	14.0	15.9	26.4	49.1	22.1	20.9	55.5	3.1	4.0	7.2

## 資料 3

## 姫路市障害福祉推進計画第6期実績

## I 成果目標・活動指標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 【福祉施設から地域生活への移行者数】	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画値	実績	計画値	実績	計画値
地域生活移行者数 (令和元年度からの累計)	12人	2人	24人	5人	35人
地域生活移行者数(年度毎)	12人	0人	12人	3人	11人
【施設入所者数】					
施設入所者数	569人	599人	566人	573人	563人
削減数(令和元年度からの累計)	4人	-26人	7人	0人	10人

※令和元年度末時点(573人)と比較し、削減なし

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 保健、医療、福祉関係者による協議の場		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
①開催回数		1回	1回	1回	1回	1回
②保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者	保健	3機関	2機関	3機関	2機関	3機関
	医療(精神科)	3機関	3機関	3機関	3機関	3機関
	医療(精神科以外)	0機関	0機関	0機関	0機関	1機関
	福祉	1機関	2機関	1機関	2機関	2機関
	介護	0機関	0機関	0機関	0機関	1機関
	当事者	0機関	0機関	0機関	0機関	1機関
	家族	1機関	1機関	1機関	1機関	1機関
その他	1機関	0機関	1機関	0機関	1機関	
③目標設定及び評価の実施回数		1回	0回	1回	0回	1回

精神障害者の利用者数	計画値	実績	計画値	実績	計画値
④地域移行支援	1人/月	0人/月	2人/月	0人/月	3人/月
⑤地域定着支援	7人/月	0人/月	7人/月	0人/月	7人/月
⑥共同生活援助	66人/月	77人/月	71人/月	91人/月	77人/月
⑦自立生活援助	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画値	実績	計画値	実績	計画値
①設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回

(4) 福祉施設から一般就労への移行	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画値	実績	計画値	実績	計画値
①福祉施設から一般就労へ移行した数	66人	<b>55人</b>	70人	<b>94人</b>	75人
うち、就労移行支援事業	55人	<b>48人</b>	57人	<b>77人</b>	60人
うち、就労継続支援A型事業	5人	<b>4人</b>	6人	<b>5人</b>	7人
うち、就労継続支援B型事業	6人	<b>2人</b>	7人	<b>12人</b>	8人
②福祉施設から一般就労へ移行した数のうち、就労定着支援事業を利用	47人	<b>15人</b>	49人	<b>23人</b>	53人
③就労定着支援事業所数	7箇所	<b>7箇所</b>	7箇所	<b>8箇所</b>	7箇所
うち、就労定着率が8割以上の事業所	4事業所	<b>6事業所</b>	4事業所	<b>5事業所</b>	5事業所

(5) 障害児支援の提供体制の整備等	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画値	実績	計画値	実績	計画値
①児童発達支援センターの整備	整備済	<b>整備済</b>	整備済	<b>整備済</b>	整備済
児童発達支援センターの数	2箇所	<b>2箇所</b>	2箇所	<b>2箇所</b>	2箇所
②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1箇所	<b>1箇所</b>	1箇所	<b>1箇所</b>	1箇所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	2箇所	<b>2箇所</b>	2箇所	<b>3箇所</b>	2箇所
③保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	設置済	<b>設置済</b>	設置済	<b>設置済</b>	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	0人	<b>0人</b>	1人	<b>0人</b>	2人

(6) 相談支援体制の充実・強化等	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画値	実績	計画値	実績	計画値
①総合的・専門的な相談支援の実施	実施済	<b>実施済</b>	実施済	<b>実施済</b>	実施済
②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	570件	<b>865件</b>	600件	<b>1024件</b>	630件
③地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	40件	<b>166件</b>	45件	<b>179件</b>	50件
④地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	310回	<b>1049回</b>	330回	<b>1317回</b>	350回

※②～④については、重複計上あり

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画値	実績	計画値	実績	計画値
①都道府県が開催する研修への参加人数	30人	<b>32人</b>	35人	<b>22人</b>	40人
②審査結果について、共有する体制	無し	<b>無し</b>	無し	<b>無し</b>	有り
実施回数	0回	<b>0回</b>	0回	<b>0回</b>	1回
③指導監査結果について、共有する体制	有り	<b>有り</b>	有り	<b>有り</b>	有り
実施回数	1回	<b>1回</b>	1回	<b>1回</b>	1回

## 2 サービス見込量

### (障害福祉サービス等の計画値・実績)

(1)訪問系サービス		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
合計(①～⑤)	時間数	24,581時間/月	24,563時間/月	24,636時間/月	23,919時間/月	24,695時間/月
	利用者数	1,009人 /月	959人 /月	1,011人 /月	929人 /月	1,013人 /月
①居宅介護	時間数	11,488時間/月	12,284時間/月	11,488時間/月	11,610時間/月	11,488時間/月
	利用者数	824人 /月	794人 /月	824人 /月	759人 /月	824人 /月
②重度訪問介護	時間数	10,378時間/月	10,267時間/月	10,378時間/月	9,975時間/月	10,378時間/月
	利用者数	55人 /月	55人 /月	55人 /月	52人 /月	55人 /月
③行動援護	時間数	665時間/月	483時間/月	700時間/月	511時間/月	737時間/月
	利用者数	27人 /月	18人 /月	28人 /月	20人 /月	29人 /月
④同行援護	時間数	2,050時間/月	1,529時間/月	2,070時間/月	1,823時間/月	2,092時間/月
	利用者数	103人 /月	92人 /月	104人 /月	98人 /月	105人 /月
⑤重度障害者等包括支援	時間数	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	利用者数	0人 /月	0人 /月	0人 /月	0人 /月	0人 /月

(2)日中活動系サービス		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	
①生活介護	利用人数	24,996人日/月	25,257人日/月	25,446人日/月	25,038人日/月	25,904人日/月	
	利用者数	1,264人 /月	1,270人 /月	1,283人 /月	1,267人 /月	1,302人 /月	
②自立訓練(機能訓練)	利用人数	151人日/月	104人日/月	151人日/月	126人日/月	151人日/月	
	利用者数	10人 /月	6人 /月	10人 /月	7人 /月	10人 /月	
③自立訓練(生活訓練)	利用人数	158人日/月	407人日/月	158人日/月	367人日/月	158人日/月	
	利用者数	8人 /月	21人 /月	8人 /月	20人 /月	8人 /月	
④就労移行支援	利用人数	1,302人日/月	1,496人日/月	1,302人日/月	1,485人日/月	1,302人日/月	
	利用者数	75人 /月	82人 /月	75人 /月	87人 /月	75人 /月	
⑤就労継続支援(A型)	利用人数	4,536人日/月	4,041人日/月	4,758人日/月	4,313人日/月	4,991人日/月	
	利用者数	223人 /月	200人 /月	231人 /月	220人 /月	239人 /月	
⑥就労継続支援(B型)	利用人数	20,241人日/月	19,634人日/月	21,093人日/月	20,138人日/月	21,990人日/月	
	利用者数	1,110人 /月	1,101人 /月	1,148人 /月	1,136人 /月	1,187人 /月	
⑦療養介護	利用人数	2,764人日/月	2,847人日/月	2,764人日/月	2,783人日/月	2,764人日/月	
	利用者数	91人 /月	94人 /月	91人 /月	92人 /月	91人 /月	
⑧短期入所	福祉型	利用人数	1,032人日/月	638人日/月	1,072人日/月	857人日/月	1,112人日/月
		利用者数	199人 /月	115人 /月	207人 /月	269人 /月	215人 /月
	医療型	利用人数	105人日/月	54人日/月	105人日/月	54人日/月	105人日/月
		利用者数	25人 /月	8人 /月	25人 /月	15人 /月	25人 /月
⑨就労定着支援	利用者数	47人 /月	48人 /月	49人 /月	48人 /月	53人 /月	

(3)居住系サービス		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
①共同生活援助	利用者数	310人/月	331人/月	334人/月	374人/月	360人/月
②施設入所支援	利用者数	569人/月	578人/月	566人/月	572人/月	563人/月
③宿泊型自立訓練	利用者数		3人/月		2人/月	3人/月
④自立生活援助	利用者数	0人/月	0人/月	1人/月	0人/月	2人/月

(4)相談支援系サービス		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	
①地域相談支援	地域移行支援 地域定着支援	利用者数	4人/月	1人/月	8人/月	1人/月	16人/月
		利用者数	13人/月	3人/月	19人/月	2人/月	25人/月
②計画相談支援	利用者数	765人/月	830人/月	809人/月	845人/月	856人/月	

(5)障害児支援サービス		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
①児童発達支援	利用人数	2,596人日/月	2,940人日/月	2,918人日/月	3,203人日/月	3,280人日/月
	利用者数	266人 /月	291人 /月	294人 /月	328人 /月	325人 /月
②居宅訪問型児童発達支援	利用人数	4人日/月	10人日/月	5人日/月	20人日/月	6人日/月
	利用者数	4人 /月	3人 /月	5人 /月	6人 /月	6人 /月
③放課後等デイサービス	利用人数	10,146人日/月	9,156人日/月	11,800人日/月	10,250人日/月	13,723人日/月
	利用者数	1,226人 /月	1,046人 /月	1,426人 /月	1,182人 /月	1,658人 /月
④保育所等訪問支援	利用人数	293人日/月	240人日/月	352人日/月	293人日/月	422人日/月
	利用者数	101人 /月	76人 /月	121人 /月	94人 /月	145人 /月
⑤障害児相談支援	利用者数	336人/月	295人/月	380人/月	299人/月	430人/月

(地域生活支援事業に関する計画値・実績)

地域生活支援事業			令和3年度		令和4年度		令和5年度
			計画値	実績	計画値	実績	計画値
(1)理解促進研修・啓発事業			実施	実施	実施	実施	実施
(2)自発の活動支援事業			実施	実施	実施	実施	実施
(3)相談支援事業	①障害者相談支援事業	地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施	実施
		基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置	設置
	②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		障害者相談拠点事業	地域相談窓口	地域相談窓口	地域相談窓口	地域相談窓口	地域相談窓口
		実施箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	6箇所
障害児等療育支援事業		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	
(4)成年後見制度利用支援事業			3人/年	4人/年	3人/年	4人/年	3人/年
(5)成年後見制度法人後見支援事業			検討	検討	検討	検討	実施
(6)意思疎通支援事業	①意思疎通支援者派遣事業	手話通訳者派遣事業(実利用件数)	1,274件/年	1,410件/年	1,269件/年	1,302件/年	1,264件/年
		要約筆記者派遣事業(実利用件数)	187件/年	74件/年	220件/年	69件/年	259件/年
		盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(実利用件数)	120件/年	91件/年	120件/年	105件/年	120件/年
	②手話通訳設置事業	設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		相談件数	1,272件/年	1,475件/年	1,252件/年	1,004件/年	1,232件/年
(7)日常生活用具給付事業	①介護訓練支援用具		49件/年	32件/年	47件/年	37件/年	45件/年
	②自立生活支援用具		86件/年	64件/年	85件/年	90件/年	84件/年
	③在宅療養等支援用具		99件/年	92件/年	104件/年	69件/年	109件/年
	④情報・意思疎通支援用具		53件/年	136件/年	48件/年	180件/年	44件/年
	⑤排泄管理支援用具		12,400件/年	12,520件/年	12,673件/年	12,933件/年	12,952件/年
	⑥住宅改修費		9件/年	14件/年	9件/年	15件/年	9件/年
(8)意思疎通支援者養成研修事業	①手話通訳者養成研修事業(実養成講習修了者数)		9人/年	6人/年	9人/年	14人/年	9人/年
	②手話奉仕員養成研修事業(実養成講習修了者数)		22人/年	13人/年	22人/年	13人/年	22人/年
	③要約筆記者養成研修事業(実養成講習修了者数)		7人/年	7人/年	7人/年	4人/年	7人/年
	④盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業(実養成講習修了者数)		7人/年	8人/年	7人/年	0人/年	7人/年
(9)移動支援事業	利用者数		352人/月	259人/月	352人/月	288人/月	352人/月
	利用時間数		4,644時間/月	3,352時間/月	4,644時間/月	3,713時間/月	4,644時間/月
(10)地域活動支援センター事業	実施箇所数		7箇所	7箇所	7箇所	6箇所	7箇所
	利用者数		233人/月	189人/月	233人/月	171人/月	233人/月

地域生活支援事業		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		計画値	実績	計画値	実績	計画値		
(11)権利擁護支援事業(障害者虐待防止対策支援事業)		実施	実施	実施	実施	実施		
(12)就業・就労支援事業	①知的障害者 職親委託事業	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		
		利用者数	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月		
	②就業促進・安定化事業	実施	実施	実施	実施	実施		
(13)日常生活支援事業	①福祉ホーム事業		4箇所	3箇所	4箇所	3箇所	4箇所	
			14人/月	14人/月	14人/月	14人/月	14人/月	
	②訪問入浴サービス事業		4箇所	4箇所	4箇所	5箇所	4箇所	
			15人/月	15人/月	15人/月	14人/月	15人/月	
	③宿泊訓練事業		2箇所	1箇所	2箇所	0箇所	2箇所	
	④日中一時支 援事業	日中短期入所事業		17箇所	17箇所	17箇所	18箇所	17箇所
				93人/月	41人/月	93人/月	47人/月	93人/月
		タイムケア事業		8箇所	7箇所	8箇所	8箇所	8箇所
			185人/月	122人/月	198人/月	154人/月	211人/月	
	⑤自立促進等事業		6箇所		6箇所		6箇所	
⑤ろうあ相談室設置事業		11,797件/年	13,256件/年	12,104件/年	9,464件/年	12,419件/年		
⑥小規模通所施設支援事業		実施	実施	実施	実施	実施		
(14)社会参加支援事業	①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		400人/年	70人/年	400人/年	376人/年	400人/年	
	②文化芸術活動振興事業		100人/年	21人/年	100人/年	30人/年	100人/年	
	③点字・声の広報等発行事業		175人/年	146人/年	175人/年	146人/年	175人/年	
	④自動車運転免許取得・改造費助成事業		23件/年	18件/年	23件/年	12件/年	23件/年	
	⑤知的障害者・障害社会参加助成事業		3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	
	⑥障害者ガイドマップ作成事業		実施	実施	実施	実施	実施	
	⑦リフトバス利用者助成事業		6件/年	1件/年	6件/年	0件/年	6件/年	



## 姫路市障害福祉推進計画

■発行／姫路市 健康福祉局 福祉総務部 障害福祉課  
〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地  
TEL (079)221-2454 FAX (079)221-2374